

令和 2 年

三川町議会会議録

第 2 回議会定例会

令和 2 年 6 月 9 日 開会

令和 2 年 6 月 12 日 閉会

三川町議会事務局

令和 2 年

第 2 回 三川町議会定例会会議録

令和 2 年 6 月 9 日 開 会

令和 2 年 6 月 12 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 6 月 9 日 (火) 会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・令和元年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告	4
・株式会社みかわ振興公社第 2 2 期決算状況並びに第 2 3 期事業計画の報告	4
・ごみ収集車による物損事故について	4
議第 2 6 号 三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について	5
議第 2 7 号 令和 2 年度三川町一般会計補正予算 (第 1 号) の専決処分の承認について	7
議第 2 8 号 令和 2 年度三川町一般会計補正予算 (第 2 号) の専決処分の承認について	7
議第 2 9 号 令和 2 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) の専決処分の承認について	7
議第 3 0 号 三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について	7
議第 3 1 号 令和 2 年度三川町一般会計補正予算 (第 3 号) の専決処分の承認について	7
議第 3 2 号 令和 2 年度三川町一般会計補正予算 (第 4 号) の専決処分の承認について	7
議第 3 3 号 令和 2 年度三川町一般会計補正予算 (第 5 号)	1 4

第 2 日 6 月 1 0 日 (水) 休 会

第 3 日 6 月 1 1 日 (木) 会議録第 2 号

一般質問 6 名	4 5
----------------	-----

第 4 日 6 月 1 2 日 (金) 会議録第 3 号

議第 3 4 号	三川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	8 5
議第 3 5 号	三川町税条例の一部を改正する条例の制定について ……………	8 5
議第 3 6 号	三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について ……………	8 7
議第 3 7 号	三川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8 8
議第 3 8 号	三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について ……………	8 8
議第 3 9 号	三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事第 3 期（校舎 1 号棟） 請負契約の締結について ……………	8 9
議第 4 0 号	ロータリ除雪車等購入契約の締結について ……………	9 1
議第 4 1 号	三川町固定資産評価審査委員会委員の選任について ……………	9 3

令和2年第2回三川町議会定例会会議録

1. 令和2年6月9日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	黒田浩総務課長
高橋誠一企画調整課長	加藤善幸町民課長兼 会計管理者兼会計課長
中條一之健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	須藤輝一産業振興課長併 農業委員会事務局長
丸山誠司建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長兼 子育て交流施設整備主幹兼 保育園主幹併 農村環境改善センター所長
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋藤仁志 議会事務局長	佐藤真子 書記	菅原明大 書記
-------------	---------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 6月9日（火） 午前9時30分開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般報告 <ul style="list-style-type: none">・ 令和元年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告・ 株式会社みかわ振興公社第22期決算状況並びに第23期事業計画の報告・ ごみ収集車による物損事故について |
| 日程第 4 | 議第26号 三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について |
| 日程第 5 | 議第27号 令和2年度三川町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について |
| 日程第 6 | 議第28号 令和2年度三川町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について |
| 日程第 7 | 議第29号 令和2年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について |
| 日程第 8 | 議第30号 三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について |
| 日程第 9 | 議第31号 令和2年度三川町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について |
| 日程第10 | 議第32号 令和2年度三川町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について |
| 日程第11 | 議第33号 令和2年度三川町一般会計補正予算（第5号） |

○ 散 会

○議 長（小林茂吉議員） ただいまから令和2年第2回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議 長（小林茂吉議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番 佐藤栄市議員、
4番 佐久間千佳議員、以上2名を指名します。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。3番 佐藤栄市議員。

○3 番（佐藤栄市議員） 過般、議長の要請により、去る6月4日に議会運営委員会を開催しましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、専決処分の承認について7件、令和2年度一般会計補正予算1件、条例改正5件、事件案件2件、人事案件1件、以上16件があり、この他に、諸般報告3件、一般質問6名の9件であります。

本定例会にあたり町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日9日から12日までの4日間と決定をみたものであります。なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後、条例設定の専決処分の承認1件が上程され、質疑、討論、採決を行います。次に、令和2年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の専決処分の承認5件、条例改正の専決処分の承認1件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。その次に、令和2年度一般会計補正予算1件が上程され、質疑、討論、採決を行い、本日はこれで散会となります。

第2日目の10日は、本会議は休会となります。

第3日目の11日は、午前9時30分から本会議を開き、通告順に6名の議員が一般質問を行います。これで本会議は散会となります。

第4日目の最終日12日は、午前9時30分に本会議を開き、条例改正5件が上程され、質疑、討論、採決となります。その後、事件案件2件が上程され、質疑、討論、採決となり、次に人事案件1件が上程され、質疑、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了しますよう、特段のご協力をお願いしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議 長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月12日までの4日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月12日までの4日間に決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第3「諸般報告」を行います。

町当局より「令和元年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書」の件、「株式会社みかわ振興公社第22期決算状況並びに第23期事業計画」の件、「ごみ収集車による物損事故」の件、以上3件について報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 初めに、令和元年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

今回の繰越計算書は、地方自治法施行令第146条の規定によりご報告をいたすものであり、令和元年12月開催の第6回議会定例会並びに令和2年3月開催の第1回議会定例会において議決をいただきました一般会計の繰越明許費事業予算に係るものであります。

令和2年度に繰り越しました事業は、橋梁長寿命化対策事業の繰り越しに係る「土木費」、学校施設情報通信ネットワーク等整備事業並びに公共施設等長寿命化対策事業の繰り越しに係る「小学校費」、及び学校施設情報通信ネットワーク等整備事業の繰り越しに係る「中学校費」であります。

繰越額等につきましては、それぞれお手元の計算書のとおりでございます。

次に、株式会社「みかわ振興公社」第22期決算状況、並びに第23期事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

「いろり火の里施設」につきましては、本町の交流拠点施設として町内外の多くの皆さまよりご利用とご愛顧をいただいておりますことに、まずもって感謝申し上げる次第であります。

第22期にあたります平成31年1月から、令和元年12月までの決算状況についてであります。厳しい経営環境にある中で、経営の維持と安定確保を図るべく、町と指定管理者である「みかわ振興公社」が緊密に連携しながら、施設設備の改善や経費節減などに努めてきたところであります。

当期におきましては、前期の経営状況を踏まえながら、特に宿泊部門の営業戦略をはじめ、お客様のニーズに沿った、割安感のある宿泊プランの提供や、宿泊特別優待券の発行なども継続し、さらに、マイクロバスを活用した飲食部門における利用者の増加策などにより、売上高は前期と同様に順調に推移したところであります。

また、一般管理費においては、光熱水費など様々な経費が増加する中、経営努力により全体経費を最小限に抑え、結果としてプラスとなる経常利益を計上したところであります。

具体的には、第22期みかわ振興公社経営概況と決算報告書3ページ「部門別の5期売上高推移」に示しておりますが、施設全体の売上高といたしましては2億8,892万8,561円で、前期と比較し93万円余り0.3%の増加となったところであり、4ページにありますように、「販売費及び一般管理費」につきましては、2億684万1,030円となり、前期と比較し270万円余り1.3%の増加となったところであります。

このようなことから、最終的な決算といたしましては、当期の純利益は8ページの「損益計算書」下段のとおり507万7,683円の黒字となり、繰越利益剰余金の当期末残高につきましては、9ページに記載のとおり、1,484万886円となったところであります。

続きまして、第23期、令和2年の経営方針でございますが、前期の経営結果を十分精査し、維持管理コストの低減を図るとともに利用者ニーズを的確に捉え、営業活動の強化やさらなる接客サービスの向上に努めてまいります。現時点では、新型コロナウイルスによる影響は甚大であり、県の要請に基づく4月上旬からの休業や時間短縮によって大きな損失が生じております。

しかしながら、国や県の支援制度なども活用し、パートを含む社員の雇用を確保しているところであり、また、県の緊急融資の活用や町の支援により、経営基盤を安定させるとともに、各部門ともこれまで以上に満足度の高いサービスが提供できるよう、知恵を出し、工夫をしながら、一刻も早く経営を回復させるため社員一丸となって努力してまいります。

現在の経営環境は、これまでに経験をしたことのないものであり、このような極めて厳しい状況は、今後も一定期間続くものと予想されますが、いろり火の里施設の更なる賑わいと、町民の方々や利用者から高い評価を得られる運営を目指し英知を結集してまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますと報告いたします。

次に、ごみ収集車による物損事故についてご報告申し上げます。

本町におきましては、快適な暮らしとごみの適正処理を推進するため、ごみ集集体制に万全を期しているところでありますが、今冬において、町有ごみ収集車による物損事故が発生したものであります。

その概要につきましては、令和2年2月26日、午前9時3分頃、押切下町町内会において、軽自動車に接触しテールランプ等に損傷を与えたものであります。

本件は、ごみ収集車側の過失により損傷を与えたものであり、その復旧に必要な損害賠償額の6万6,000円を支払うことで合意したものであります。

今後とも、町有自動車の運行につきましては、安全な運転に万全を期してまいり所存であることを申し添えまして、諸般報告いたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、諸般報告を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 日程第4、議第26号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第26号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」、及び「地方税法施行令の一部を改正する政令」等が、令和2年3月31日にそれぞれ公布され、原則として4月1日から施行されることに伴い、本町の税条例等の一部を改正する必要が生じたところであります。特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、この3月31日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の

規定により、議会の承認を求めるものであります。

その主な改正内容といたしましては、所有者の不明な土地等に係る固定資産税への対応、及び改元に伴う規定の整備であります。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては所管課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 所管の課長より説明を求めます。加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） それでは、私から税条例の改正概要の説明をさせていただきます。

まず今回お示ししております税条例の改正概要につきましては、改正案の条番号ごとに条番号順で整理させていただいており、個人町民税、法人町民税といった項目ごとになっておりませんので、ご了承賜りたいと存じます。また、この度の改正につきましては、2条による改正となっておりますので、特に説明を要すると思われる項目を抜粋して説明させていただきますことをご了承願います。

それでは、税条例の改正概要をご覧くださいながら説明をさせていただきます。

まず第1条改正、改正概要の2ページになりますが、第54条第5項固定資産税の納税義務者等につきましては、地方税法第343条第5項の新設に合わせた新設であります。所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、調査を尽くしても、なお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとした規定となっております。

次に、改正概要の2ページ、第74条の3第5項現所有者の申告につきましては、地方税法第384条の3の新設に合わせた新設であります。登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における相続人等、地権所有者に対し、氏名、住所等必要な事項を申告することができるとする規定となっております。

次に、改正概要5ページ、附則第17条の2優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、地方税法附則第34条の2第4項、第5項におきまして、租税特別措置法第31条の2第2項に定める優良宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の特例について、適用期間を3年延長する改正がなされたことに伴う改正であります。

最後に、改正概要5ページ、これ以降になりますが第2条改正につきましては、平成27年から平成31年までの改正条例において改元に対応する改正であります。

以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

- 議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。
- 議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。
- 議長（小林茂吉議員） これから議第26号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案を承認することに賛成する議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

- 議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって議第26号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

- 議長（小林茂吉議員） お諮りします。日程第5から日程第10、以上6件を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第5から日程第10、以上6件を一括議題とすることに決定しました。

- 議長（小林茂吉議員） 日程第5、議第27号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について」、日程第6、議第28号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について」、日程第7、議第29号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について」、日程第8、議第30号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」、日程第9、議第31号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について」、日程第10、議第32号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について」、以上、6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

- 説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第27号から議第32号まで、6件の専決処分の承認につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

これらの案件は、いずれも新型コロナウイルス感染症に関する対応を図るために取り組んだものでありますが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、それぞれ専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

初めに、議第27号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第1号）」につきましては、中小企業経営の維持安定に必要な資金需要に対応するため、中小企業緊急災害対策利子補給補助金の債務負担行為の変更を行う必要があったことから、本年4月1日付けで専決処分を行ったものであります。

次に、議第28号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第2号）」につきましては、感染症対策に係る需用費の予算を確保する必要があったことから、本年4月13日付けで専決処分を行ったものであります。

次に、議第29号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」及び議第30号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、新型コ

コロナウイルスに感染するなどした国民健康保険加入の被用者への傷病手当金の速やかな支給に対応するための予算の確保並びに関係条例の一部改正の必要があったことから、本年4月13日付けで専決処分を行ったものであります。

次に、議第31号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第3号）」につきましては、国が実施する特別定額給付金給付事業に対応し、速やかな給付を目指すべく必要な予算措置を図る必要があったことから、本年4月30日付けで専決処分を行ったものであります。

次に、議第32号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第4号）」につきましては、同じく国が実施する子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に加え、新たに示されました地方創生臨時交付金を活用した、町独自の子育て世帯臨時特別給付金、及びひとり親家庭特別給付金の支援に対応した予算措置を図る必要があったことから、本年5月18日付けで専決処分を行ったものであります。

以上、6件、一括でご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ審議の過程で所管の課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 私から1点お伺いします。議第28号におけます一般会計の補正予算であります。感染症の対策費として460万円の増額補正ということであります。4月13日の専決ということで、当庄内地方におきましても感染者が確認されまして、マスクまた消毒液等の確保が困難という事態になった中で、マスク、消毒液等を確保されたというようなことあります。このマスクにつきましてどの程度の数量、また単価、またその利用方法と申しますか配布先についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 議第28号、三川町一般会計補正予算（第2号）に関するご質問でございますけれども、この補正予算につきましては、ちょうどこの当時は保育園、学校の開始時期を4月20日として見込んでいた時期でありました。結果としては、その後5月の連休明けとなったわけでありましたが、その当時につきましては、4月20日を目処に園児や児童生徒のマスクの着用、それから消毒薬等の衛生資材の確保が緊急に求められている時期でございました。町といたしましては、そこら辺に対応する衛生資材の確保について早急に対応したところでございます。

マスク等の確保数につきましては、全体数で8,000枚の確保を図ったところでございます。ただし、この当時、不織布マスクについては入手が困難でありまして布製マスクを鶴岡市内の業者で提供できるといったことがあったことから、その布製マスクを緊急的に発注しまして、8,000枚を確保したところでございます。単価については1枚当たり500円となりました。これに消費税が加わって1枚当たり550円となりますけれども、こういったことで緊急的に配布を図ったところでございます。

配布先といたしましては、今申し上げました保育園・幼稚園、それから小学校、中学校の

それぞれの児童生徒、それから教職員の皆さま、それから各公共施設等で従事される職員等についても1人当たり2枚の配布ということで実施しております。さらに、園児、児童生徒に対しましては、次の追加分ということで5月の下旬にもさらに2枚の追加交付を行っておりまして、現在も若干の残はありますけれども、今後状況に応じて追加交付についても検討しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 学校関係者、保育園児等、またその職員に配布されたということがあります。感染拡大、年内に入り国内でも感染者が確認されて以来、爆発的なスピードで感染が拡大してきたわけでありまして、こういった対応、もう少し早くできなかったのかなと思うところであります。

その配布についてでありますけれども、外出の際、必ずマスクは着用するようというような指導の中、マスクが手に入らないために外出ができなかったというような町民の方もおられました。また、なかなか自由に移動できない高齢者の方々がマスクを入手できなく、また人との接触もできなかったという声も聞かれますけれども、そういった一般の町民、また高齢者の方々への配布といったものは考えられなかったのか、その2点お伺いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 現時点におきましては、不織布マスクもかなり一般的な商店等で購入が可能な状況とはなってきてございますけれども、やはりこの4月半ば頃につきましては、その不織布マスクを入手すること自体が非常に困難な状況でありまして、まずは園児、児童、生徒のためのマスクを確保することで、その数量等も限定的なものしかなかなか作成が困難であるということで、4月の段階ではそのようなことで優先的に配布等を検討したところでありました。今後マスク等の状況に応じて、そういった高齢者等についても今後の状況によってはそういった対応も検討されるかと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ただいまの質問と関連する質問でありますけれども、こちら専決処分ということでもうすでに執行されているということなので、関連するということでの質問をさせていただきます。今の答弁ですと若干の在庫があるというようなお話でありましたが、これからの第2波に備えた在庫といえますか、マスク、消毒液の備えをどの程度町として考えていくのか。全町民に配るといようなことも検討されると思っておりますけれども、その辺の考え方を1点お伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） この専決処分ですと予算確保を図ったマスクの残につきましては、今後やはり保育園・幼稚園、小学校、中学校への次回の配布等に備えて、今のところ在庫は確保しているような状況でございます。布製マスクで繰り返し使用できるということでありまして、やはり何十回も使えるものではないと思っておりますので、定期的にそういった形で、その第2波の状況にもよりますが、基本的にはその布製マスクについてはそういった繰り返し使用できるような形で、今言った保育園、小学校、中学校への優先配布を

考えていきたいと思っております。

それから、今後の在庫の確保の考え方でありませけれども、それぞれの所管課においても今回の6月補正予算の中で対応する部分もございます。それから、不織布マスクの単価についても、流行前の水準には戻っていませんけれども、ある程度の数も今回の6月補正予算の中で確保できるかなと考えておりますので、そういったことで今後全体の数量等の確保を図って、状況によってはそういった町民等への配布の仕方についても内部で検討してまいりたいと考えております。

それから、アルコール等の消毒資材等についても、庁舎内あるいは公共機関等で使うアルコール等については随時確保を図っている状況でございます。なかなか注文しても届かない状況ではございますけれども、何とか各業者の方をお願いして、その確保を現在図っているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今後各課と連携して数量等を検討するというものでありますが、この専決処分において確保したマスク、消毒液、大体今どのぐらい在庫として残っているのか、もし分かれば説明いただきたいと思ひますし、今後どの程度まで備蓄をしていくのか、そういった計画があれば説明していただきたいと思ひます。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 補正予算で対応したマスクの残枚数につきましては、現段階で約3,600枚の在庫があります。これは先程申しましたように、各園児、児童生徒等に配布しますとほぼ使い切ってしまうような形が考えられますので、その辺については今後の不織布マスクと合わせて配布の方法等についても再検討していく必要があると思ひております。それから、消毒薬等の部分につきましては随時補充という形で検討しております。それから庁舎内の中での、例えばビニールカーテンでありますとか、そういった資材等の方にも使わせてもらっていますので、あと関係資材について、具体的な在庫数というのは申し訳ありませんが把握しておりません。以上のようなことで随時確保には努めているといったところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 1点ほどお伺ひします。国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の件ですが、これは条例によって、新型コロナウイルスにかかって医者に行つて休業しなければいけないときの休業補償というふうにお見受けいたしましたが、補正額で金額的に15万2,000円という予算が計上されておりますが、これはすでにそういう予算を執行する必要があつたのかどうか、その辺についてお伺ひしたいと思ひます。

○議 長（小林茂吉議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） 国民健康保険における傷病手当の支給につきまして、本町では新型コロナウイルスに感染した方がいらつしやらなかつたということで、執行はならなかつたところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 私から議第31号ですけれども、一般会計補正予算（第3号）に関して、これは国の特別定額給付金を支給する事業でありますけれども、定額給付金の金額7億4,000万円、これはたぶん国から概算で来た数字だと思います。1人当たり10万円ということで、実際の給付金、予定額といいますか決定額といいますか、交付される人数がどの時点で確定する数字なのか分かりませんが、この給付金の金額、実際はどういった金額になるのか説明をお願いします。

また、現時点でこの給付金の申請について90%以上の申請のように伺っていますけれども、具体的な数字、申請の割合、それから実際給付した金額の割合、この辺はどうなっているのか伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 特別定額給付金についてのご質問でございましたので、私からお答えさせていただきたいと思います。

まず特別定額給付金の予算につきましては、7億4,000万円の予算の方を計上しておりますが、これにつきまして具体的な人数といたしましては、まず7,398人の方々への交付を現在のところ見込んでいますところがございます。金額にしますと7億3,980万円というような数字で現在のところ見ているところがございます。これから辞退とか申請がされない場合もございますので、その分についてはこの人数から減っていくというような形になります。

それから、申請についてでございますが、今日現在での申請率としましては、約96%を超えているという状況でございます。人数からいたしますと、見込みとして先程申しました7,398人という全体の人数に対しまして、現在のところ7,159件の申請済になっているというのが今現在の状況でございます。

給付につきましてですが、明日6月10日に支給する分もトータルで、給付率といたしましては92%の給付を見込んでいますところがございます。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 給付率に関して確認ですけれども、92%という数字ですが、これは申請済に対しての給付済という数字なのか、あるいは見込みという、7,398人に対する92%なのか、その辺をもう1回確認したいと思います。

それから、速やかな給付ということで町長もおっしゃっていましたが、申請書を配布してから10日間以内に70%以上の申請があったというふうな速報も伺っていましたが、その後、申請なされないの方々に対する確認についてどのように進められているのか。非常に難しい課題もあるのかなと思います。実際として申請を促すような作業が行われているのか、そういった作業の中で困難なことが生じていないのか、その辺、課題等が見えてきたとすれば伺いたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 6月10日現在での給付させる方々の人数につきましては6,876人ということでございます。これは現在の申請数に比べますと若干低いのですが、6月10日現在の総数というのが、ある一定の期間までの総数が出まして、6月10日分の

給付分の申請された件数以降につきましてもさらに申請者が増えているということで、現在のところ7,000人を超える申請がなされているという状況です。それにつきましては、次の6月19日の給付、また6月30日の給付ということで、段階を追って給付をされていくというふうになります。

続いて、確認作業についてということでございますが、今現在のところ100名を切ったということで、残りの方々に対しましてこれから再度申請を促すようなことで、郵送での依頼、さらには電話等での依頼というふうなことで進めてまいりたいと思っております。まだ今日現在でも申請の方が十数件という数字にはなっているのですが申請はございますので、その状況を見ながら郵送等で申請をさらに促していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 私からは1点確認したいと思えます。議案番号でいきますと議第32号、一般会計補正予算（第4号）の関係になりますが、この段階に入りまして初めて地方創生臨時交付金1,100万円ほど歳入が見込まれるとなったところでありまして、遡るところ議第28号、一般会計補正予算（第2号）でありますけれども、先程質問にもありましたが、感染症対策費460万円の執行、これにつきましては一般財源のみで460万円を充当したということになっておりますけれども、聞くところによりますと地方創生臨時交付金の場合、いわゆる新型コロナウイルス対策の関係で歳出、遡って財源充当ができるというようなことを耳にしておりましたものですから、今後この460万円の取り扱いについての考え方、方向性等がもしありましたらお伺いできればと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 地方創生臨時交付金の使途については今ご質問あった内容のとおりでございます。遡っても適用可能で、この感染症対策費にも使用できる交付金と認識しております。したがって、後程の協議の中に出てまいります一般会計補正予算（第5号）におきまして財源構成を行わせていただきました。ただし、全額ではなくて一部なんですけれども、どうしても発注の関係で使い切るといのはなかなか難しいものですから、そのようなことである程度いろんな事業の方にこの地方創生臨時交付金を充てるということで、第5号の方で今の感染症対策費については財源更正を行ったところでございます。以上であります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） これから採決します。

議第27号から議第32号まで6件を一括して審議しましたが、採決は区分して行います。初めに、議第27号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第1号）の専決処分承認に

ついて」を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第27号「令和2年度三川町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について」は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第28号「令和2年度三川町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認について」を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第28号「令和2年度三川町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認について」は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第29号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について」を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、次に、議第29号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について」は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第30号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第30号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第31号「令和2年度三川町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について」を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第31号「令和2年度三川町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について」は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第32号「令和2年度三川町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について」を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第32号「令和2年度三川町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について」は、原案のとおり可決されました。

- 議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時21分)
- 議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前10時40分)
- 議 長（小林茂吉議員） 日程第11、議第33号「令和2年度一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

- 説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第33号「令和2年度三川町一般会計補正予算(第5号)」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億6,622万6,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を63億3,447万2,000円といたすものであります。

まず歳出であります。2款総務費については、企画費及び基幹統計調査費の追加補正であり、3款民生費については、児童福祉総務費、及び保育園費の追加補正であり、4款衛生費については、予防費の財源更正及び塵埃処理費の追加補正であり、5款労働費については、労働諸費の追加補正、6款農林水産業費については、農業総務費及び農政対策費の追加補正であります。

7款商工費については、商工総務費、商工振興費及びいろり火の里施設費の追加補正であり、8款土木費については、公園費の追加補正であり、9款消防費については、防災費の追加補正、10款教育費については、事務局費、小学校費並びに中学校費における教育振興費、幼稚園費、及び学校給食費の追加補正であります。

次に、歳入であります。歳入の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表債務負担行為補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金及び農業競争力強化利子助成補助金について、期間及び限度額を設定するものであります。

また、第3表地方債補正につきましては、事業費の補正により、起債限度額を5億1,940万円に増額補正いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

1番 鈴木重行議員。

- 1番（鈴木重行議員） 私から数点質問させていただきます。

10ページになります。商工費、三川町中小企業等応援給付金でありますけれども、減収した中小事業主の方からは制度を期待する声が聞かれました。また、経済の悪化状況、これからも継続して続くと、回復まではまだしばらくかかると見込まれている中で支援策をとられるということですが、この支援策は複数月にわたるものなのか、また1ヵ月に限ったものなのかという点を確認させていただければと思います。

次に、下段の「いろり火の里」推進事業5,000万円ということであり、外出の自粛、また人との接触を避けるということで利用者の低下、また年度末等、一番忙しい時期に休業

したなの花ホール等の影響というものは甚大なものかと思えます。来年7月までの経常収支の予想が示されておりますけれども、その中でやはり経営努力と申しますか、赤字額を少しでも少なくするための努力というものは必要かと思えます。値上げ、また経費削減、利用率向上等、様々な計画が必要かと思えますが、具体的にどのようなことが考えられているのかお知らせいただきたいと思えます。

次に、防災費の中の備品購入費390万円ほど計上してございます。このような状態の中で3密を防ぐということで避難所の運営というものが課題となっている中で、この備品の整備、避難所を何箇所として整備するものか、またこのどのような資材をどのぐらい整備する計画なのかお聞きしたいと思えます。

最後に教育費の備品購入費ということで、タブレットの整備が計画されているということでありました。この総数、すべてで何台ぐらいの整備となるのか。また、1台当たりの価格をどのぐらいと想定しているか。さらに、導入する場合リース契約、また直接購入といった二通りのやり方があるかと思えますが、どのように導入する計画なのかお聞きしたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 助成にかかる期間ということでございましたが、期間といたしましては、対前年比の同月比で減少した月が対象となります。現時点では3月から5月ということでの基準になってございますので、こちらにつきまして基準の額についての助成ということになります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） ご質問はみかわ振興公社の今後の経営の立て直しと申しますか回復策というご質問かと思えます。これまでもみかわ振興公社といたしましては、普段の経費削減、それから積極的な営業活動等によりまして前期、前々期は黒字を計上してきたところでありまして。新型コロナウイルスの影響は非常に大きいわけでありまして、感染症予防ということからかなりこの利用については制限が加わるということで認識しておるわけですが、そうした状況の中にあってもやはりより早く、従来の経営状態、黒字のときの収益のベースに戻していかなければならない。具体的には直近ですと、県で行っております「お出かけキャンペーン」でありますとか「泊まって応援キャンペーン」、こちらとタイアップをしたり、それから収益率の高い宿泊部門で現在行っているものよりも、より一層割安感のあるものをご提供するなりして、先程申し上げたより一層早い回復というものを目指してまいりたいということで考えております。

さらに、いろいろ火の里、それから、なな味においても、お弁当のテイクアウトというものを始めております。チラシ等については15日をもって配布予定をしておりますけれども、そういった工夫なり努力を今後展開していく中で、より早い経営の回復というものを目指しているというふうを考えております。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 防災費に係る備品等の整備の部分につきましては、今回の補正

で計画しておりますのは、避難所想定としましては、小学校それから中学校の計4カ所の部分につきまして整備の充実を図りたいと考えております。

ご質問にありましたそういった3密環境の回避策という部分におきましては、屋内型の避難用テント、いわゆるパーソナルスペースを確保するための屋内型のテントも追加購入を考えております。これは既存の部分がありますけれども、さらに追加したいと考えております。それから、大きなものとしてしましては、浄水装置ということで、手洗い等、どうしても衛生面で生活用水の供給が必要なときに、生活用水確保のための浄水装置についても確保したいと考えております。それから、感染症対策ということで体温計、これについても表面温度をチェックする非接触型のそういった体温計を各避難所4カ所すべてに整備したいと考えております。その他消耗品等でマスクや消毒剤についても備蓄として消耗品の中で対応したいと考えておるところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） それでは、ご質問がありました小学校教育振興費、教育機器等整備事業費、及び中学校教育振興費、教育機器等整備事業費のご質問についてお答えします。

ご質問のとおり今回補正予算で予算計上しました備品購入費につきましては、国の GIGA スクール構想に基づきます1人1台パソコンのための備品購入費であります。今回予算計上するにあたりまして、1台当たり7万2,000円の費用を見ております。この内訳としましては、実際タブレット型のパソコンを想定しておりますが、これらで5万3,000円ほど、その他、セットアップ費用、付属品が1万9,000円ほどするというような見込みで予算計上しております。なお、台数につきましては、令和2年度の児童生徒数をベースとし、今後の児童生徒数の増減などを見込んだ上で、必要台数としては692台必要になるだろうと見ています。このうち整備済の台数126台を引き566台分を今回計上しております。小学校費の方に356台、中学校費の方に210台というような計上をしたところであります。

なお、このパソコンにつきましては、リースまたは一括での購入という手法がとられるわけではありますが、今回の国の GIGA スクール構想に基づいた1人1台パソコンの整備につきましては、今回の国の地方創生臨時交付金の充当が可能だということから一括購入で整備をしたいということで予算計上しているものであります。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 三川町中小企業等応援給付金につきましては、複数月支給が可能だというような認識で良かったかと思えます。やはり継続的な支援が必要かと思われまますので、ぜひ手厚い支援ということでお願いしたいと思います。また、この申請につきましては、容易な申請方法、また迅速な対応といったものが求められておるかと思えますけれども、その辺の対応の仕方についてどのような計画かお伺いしたいと思います。

いろり火の里の件であります。様々経営努力を持ちながら赤字の減少に努めてまいるといようなことであります。借入れ5,000万円に合わせまして助成金5,000万円、合わせて1億円といったものを当初から用意しなければならないのかと。例えば中間点を設けて秋頃まで借入れの5,000万円の様子を見る、その中でやはり足りない部分はその時点

で補助といったやり方も考えられるのではないかと思いますけれども、当初から多額の資金を用意しなければならない理由等があればお聞きしたいと思います。

3点目の防災費についてでありました。浄水装置等の設備を整えるというようなことであります。生活水の確保ということでありましたけれども、避難所における生活水の必要性がいま一度分からないわけでありましたが、少し説明をいただきたいのと、合わせまして飲料水等の備蓄についての備えは必要ないか、その点を改め確認させていただきたいと思っております。

最後に、タブレットの整備であります。1台当たり国からは4万5,000円の補助があったかと思っております。残りは自己財源での整備となるかと思っておりますが、一括購入ということで、リースの場合と違いまして故障等の対応、そういったものがなくなってくるのかなと思っております。ICT教育と言われまして久しく年を経ているわけでありましてけれども、教員の中にはデジタル機器、またそういったICT教育については自信を持って教育できないとする教員の方もおられると聞いております。そういった教員の苦手意識といったものを解消するような研修等の計画はとられるのかどうか。

また、自宅でのオンライン学習といった遠隔学習というようなことも含まれているかと思っておりますけれども、近隣自治体ではインターネットの家庭環境の調査等が行われているというようなことでありました。本町におきましては、家庭でのインターネット環境がどのぐらい整っていると認識しておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 三川町中小企業等応援給付金のご質問についてお答えいたします。1点、先程の私の答弁の中で説明が足りなかった部分でございますが、先程私がお話をしました3月から5月というのは、対前年比の売上の判断をするための期間ということで、実際の交付につきましては、その申請を受けまして個人5万円、法人10万円の支給ということになりますので、ご了承お願いしたいと思います。

そして、なるべく迅速な申請方法ということでございました。こちらにつきましては、実際の細部につきましては要綱整備中でございますが、議員からご質問ありましたとおりに、例えば三川町の経営改善支援給付金応援金につきましては、県の申請になりまして決定になりました方について町で独自に上乗せをします。今回の応援給付金につきましては、その方に届かない、15%以上の減収という方を対象にしてございます。その意味でも、なるべく申請の書類等も少なくして迅速な申請、早めの交付決定に繋げてまいりたいというふうを考えてございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 今回町としまして、みかわ振興公社への支援助成金であります。みかわ振興公社自身が5,000万円の借り入れをすることを前提に、今後の経営状況や経営状況の推移、それから営業の回復の見込み、これをベースといたしまして町が支援する額として今回計上させていただいたところでありまして。

積算根拠につきましては、先の全員協議会でもグラフなどを用いまして説明させていただ

きましたが、今年度末までに9,000万円弱の赤字が見込まれるという状況であります。ですので、みかわ振興公社が5,000万円の借入れをしたとしても4,000万円近い赤字が今年度末までに見込まれるという状況になります。

全国的な自粛解除後の感染状況を見ますと、まだまだ容易に人の流れ、それから経済活動の回復、これを見込むことが難しい状況ではないかというふうに思っておりますので、先にお示ししましたグラフの右肩上がりラインも場合によっては停滞したり下降したりする状況も考えられるわけであります。例えば、身近ですと赤川花火大会の中止とか庄内の各海水浴場がこの夏場は閉鎖するという発表がなされました。児童生徒の夏休みの期間も短くなるというような状況が見えますので、これまで一番収益が上がる時期にそれが見込めないということも、今後合わせて考えますと、やはり非常に先程申し上げました赤字の額、年度末にはそれ以上になっていることも想定されるわけであります。そうした状況を踏まえまして、仮にこの冬場といいますか、今年に第2波、第3波があるような場合も想定いたしまして5,000万円という額を、繰り返しになります計上したところであります。

それから、この助成金の支出についてでありますけれども、議員からお話がありましたとおり借入れをしますと、ここ1、2ヵ月は何とか持ちこたえられるのではないかとこのように考えております。といいますのは、仮に利用客の方が戻ってきたとしても営業している以上、一定額が定額的にこれまでどおりの額がかかってまいりますので、そこではやはり赤字になってしまいます。これが一定期間といいますか相当期間続くということになりますので、今申し上げたとおり借入れの5,000万円については数ヶ月ぐらいかなと。そうしますと、それ以降についてはそれ以外の手立てということで必要になってきます。町では5,000万円を今回計上しておりますが、これは一括で助成したり交付したりはしないということで考えております。みかわ振興公社から毎月提出されます経営状況の報告なり、経営会議の中での状況を精査して、必要な額を適切な時期に交付をしたいということで考えております。

ご案内のとおりみかわ振興公社の決算につきましては暦年12月末までということになっておりますので、借入れ5,000万円の他に町からの助成金をもって最終決算が黒字に転化することのないように、そこは十分配慮して交付していきたいということで考えておるところであります。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 避難所等における浄水装置の導入なわけですけれども、これについては避難先での衛生確保を図るためにやはり手洗い、それから洗顔等が重要かと思われまますので、こういった浄水装置については整備しておく必要があると判断したところでございます。また、飲料水の備蓄に関しましては、以前から本町におきましては、保管場所や飲料水の品質期限といいますか、何十年も保つものではございませんので、どうしても数年ごとに備蓄等の更新も考えていく必要がございます。こういったことで本町では家庭内備蓄を基本としながら、さらには災害応援協定などに基づいてそういった飲料水の確保を図ることとしておりますので、こういった浄水装置の導入によりまして、さらなる補強に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 教育振興費、教育機器等の整備事業についてのパソコンに関連したご質問でありました。

まずパソコンが故障した場合というようなことでありましたが、このパソコンの機器につきましては、リースであろうが購入したものであろうが、適正に使っている範囲で故障したという部分であればメーカー保証なりのそういった部分が効きますが、児童生徒、それから教員が不可抗力で破損させてしまったというような場合については、あくまでもそれは使用者側の負担ということで、町が負担しなければならないというようなことになるため、今回は購入というようなことを選んだところでもあります。

それから、パソコンの今後事業での活用に向け、教職員のそのパソコンの研修というようなことでありますが、これについてはパソコン以外の電子機器も現在学校の方にいろいろ導入しているわけですが、それらの使用にあたって得意な先生、不得意な先生がやはりおります。特にパソコンについてはさらに今後詳しいパソコンの知識ですとか使用技術が必要になってくると思いますので、教職員向けの研修会というのは一度ならず継続的に開催しながら、指導における技術力向上を図っていかなければならないものというふうに認識しております。

それから、将来的な、今回の新型コロナウイルスにあたってその遠隔学習というようなことを全国で行っている事例がありますが、三川町でも将来的なそういった遠隔学習が起こる可能性もあるというようなことで、5月に入ってから、学校が再開されてからですが、家庭環境の調査をしております。その結果であります、まず家庭にWi-Fiなどが整備されているかというような調査におきましては、全家庭にアンケート調査をしたわけですが、提出率が100%ではなく、95%の回答は得ているものの、その中では所有率として小学校で84%、中学校になりますと90%の家庭で整備されているような状況であるというふうに把握しております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、私の方からまず8ページであります。デマンド型交通システム運行業務委託料ということで追加補正になっております。こちらは今まで頼んでいた業者の方が廃業されるということでの新しい業者に再委託する際に増額になったという説明がありましたけれども、他の業者としてはその1社しかなかったのかどうか。何社か打診をしたが断られたとか、そういった経緯があれば説明していただきたいと思います。

また、増額の要因ですが、人件費等、諸経費の増額だということで以前の全員協議会の際にも説明ありました。この増額の範囲でそちらの受託先の業者の方は事業継続としては可能なのかどうか、その辺の見解を一度お伺いしたいと思います。

続いて、10ページにあります商工振興費の中ですけれども、小売店業者振興支援事業補助金ということでプレミアム付商品券の発行ということを検討しているということでありましたが、第1弾といいますか、まずは中小企業の振興支援ということで、割引クーポン券を発行しております。そのクーポン券の利用状況等、どの程度の数字が上がっているのかどう

か、この辺をお伺いしたいと思いますし、やはり先程も、先日もお話しましたが、プレミアム付商品券ですと、わざわざ購入しに行かなければならない。その際に移動をしないといけないということで、なかなか移動手段のない人にとっては縁のないものになっていたり、また混み合って3密を避けるというようなことができないというような事例が発生していると聞いております。その辺の対策等をお伺いしたいと思いますし、クーポン券のプレミアム率、さらに利用しやすいような形に変更してクーポン券の配布というのも有効ではないかなと思われま。その辺の検討もされているかどうかお伺いしたいと思います。

その下にあります三川町宅配サービス等支援事業費補助金、こちら追加補正となっております。具体的な事業内容でしたり、具体的な説明をお願いしたいと思います。

いろいろ火の里施設費の中にあります、先程來說明ありますけれども、私の方からはキャッシュフローとしては、現在の資金状況で、数ヶ月程度保つのではないかとということでありました。県からの借入れ5,000万円を念頭に置いた上で、何ヶ月程度保つのか。今日示されております貸借対照表、令和元年12月末現在のものですが、現預金が6,500万円ほどというふうに明示されております。どの程度まで町の支援なくして継続可能なのかどうかをお伺いしたいというふうに思います。

また、第23期になります経営方針と収支計画書の中には重点的な取り組みというふうに今後の方針を示されております。その中を少し拝見しますと、法要や宴席による町民利用の拡大を図るというふうに中段に載っておりますが、今のこの状況下ではそういった利用拡大というのが見込めないのではないかとこのように思います。そういう具体的な行動をいつ見直ししたのか、これを作成した時期にこのような判断になったというふうに思いますが、これでは少し経営改善という面では今の現状を汲んでいないのかなというふうに思われました。この辺の見解をお伺いしたいと思います。

続いて、小中学校、タブレットの購入ということで質問ありましたけれども、時期的にはどのぐらいのタイミングで整備が可能なのか。新聞等のニュースを拝見しておりますと、18都道府県に優先的にタブレット等を配布するというような報道も出ておりました。果たしてタブレットとしてしっかり数量を確保できるのかどうか。その辺の説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 1点目のデマンドタクシーに関するご質問でありますけれども、まずは営業ということで、これまでお願いしておりました事業者につきましては、三川町が営業エリアということになっておりました。新たに三川町を営業エリアとして、届け出なり許可をいただく、この事業者が6月1日から、前向きに検討いただいた庄交ハイヤーということになります。経費につきましては、前の事業者は町内に営業所がありましたので、移動等については経費等については低く抑えられたわけですが、新たな事業者については町外にありますし、人件費につきましても若干の違いがございます。そういったこともありますので、今回増額ということでの補正をお願いしているところであります。

なお、事務費につきましては、これまでの事業者と同様の額で行っていただけるというこ

とでありますので、その面では今回の増額分については事業者等が遠くにあると、それから若干の人件費等の差異ということによるものでありますし、また事業継承と申しますか、引き受けていただくにあたっては、当方と十分な協議をし、継続して行っていただくことができる事業者ということで判断したところであります。

3点目のいろいろ火の里についてのご質問でありますけれども、現時点でそれぞれ22期、23期の決算なり事業計画の方はお示ししておりますが、みかわ振興公社の経理自体は、現時点でキャッシュとしては、今月の末時点で数百万円程度の残金と申しますか残高まで落ち込むということでありました。先程申し上げましたとおり収入がない中で経費が一定程度かかるということでもありますので、そういったことから給与等の支払いも行いますと、非常に今月末には厳しい状況になるということでもあります。

そうした中、毎月1,000万円前後の赤字になりますので、5,000万円を借り入れたとしても、今後は夏場で電力需要と申しますか光熱水費がかさむことも想定される中で利用者の減少というのも見込まれるわけですから、借り入れだけでは秋口ぐらいなのかなと。予算については年度末までのものを見越して計上するわけでもありますので、そういった借り入れはこれからですから、仮に借り入れができないというふうになったら大変な事態になるわけですが、町としては借り入れがあったことを前提に、適切な時期に必要な額と支援すべき額というものを判断して交付してまいりたいということで考えております。

それから、利用拡大について、23期でのご質問でありましたが、みかわ振興公社については営業期が1月から12月という中で、実態に沿わない部分もあろうかと思いますが、そういったところはその期の中の途中であっても随時見直しを行いながら、こうした厳しい状況の中でも利益、収益が上がるように努めてまいりたいと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは、第1点目でございますが、みんなでクーポン券の執行状況というご質問でございました。みんなでクーポン券につきましては、5月15日よりその使用を開始しまして、6月5日時点で2,094枚、41万8,800円の執行となっております。こちらにつきましては、週末に各店舗の方から商工会の方に換金ということでしていただいておりますが、現時点でまだ換金をせずに、お手持ちの店舗もあるということで伺っておりますので、実際の執行につきましてはもう少し伸びておるのかというふうに考えております。ただ、使用期限が8月いっぱいということで想定してございますので、今後ともその利用の促進につきまして様々な形でPRをしてまいりたいということで考えております。

第2点目でございます。プレミアム付商品券につきましてでございました。こちらにつきましては、25%のプレミアム率ということで想定をしてございます。そして、先だっの全員協議会でもございましたが、販売の方法につきまして、その際も例えば鶴岡市の混乱というものもございましたので販売方法を検討するようというご意見もございました。現時点で内部の方で検討しておりますのは、事前に販売の枚数についてご希望をとろうというような形で考えておるところでございます。この時点で枚数が決定になればいついつまで急いで

という形の、いわゆる密での購入ということは避けられるだろうということで考えておりますので、こちらにつきましては、ご希望をとって、あなたのお宅は何枚購入可能ですというような形でご連絡しようかと、予算の上限が決まっておりますので、購入枚数について調整をさせていただきながら、ご希望の枚数を確保してまいりたいということで考えております。

3点目でございます。三川町宅配サービス等支援事業ということでございました。こちらにつきましては、当初予算の作成の段階で、例年の状況からみまして、実は120万円の2/3の助成ということで想定をしておりました。ただ、50万円で打ち切りということで当初予算を作成させていただいておりましたが、今回の新型コロナウイルスの感染症の関係もございまして、いわゆる宅配事業に需要があるということで、今年度に限ってはこの上限をなくして、当初予算の120万円の2/3、80万円の総経費ということで、今回当初50万円を計上してございましたので、30万円を計上させていただいたということでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 小学校、中学校の教育機器等の整備事業に係るパソコン等の納入の時期等に関するご質問でありました。今回のこの1人1台パソコンの整備につきましては、国の方のGIGAスクール構想に基づいた整備であります。当初国の方では2023年までの間での整備完了をロードマップといいますか、工程として見ていたわけですが、これが前倒しで今年度中の整備というようなことが国の方針として示されたわけでありまして。それに基づいて全国の市町村がその整備に現在動いているだろうというふうには考えているわけでありまして。

三川町におきましては、先程も申し上げましたが必要台数として566台ではあります。県内の市町でも、大きい市ですと数千台、何万台というようなところもあるかと思えます。日本全国でこういった受注が今後されるものというふうになりますと、やはりパソコンの奪い合いというような状況が十分考えられます。このパソコン端末のメーカーとしましても国内メーカー、それから海外メーカーもいろいろあるわけでありまして。町としましては、どこのメーカーのものをを使うか、単価的なものですか性能の面からいろいろ精査をしているところでありますが、海外メーカーのものになるのかなというふうには現在考えております。先程も申し上げたように、全国で今後この端末の発注がされるものというふうに見込んでおりますので、今回この補正予算が可決された後につきましては、早めの対応をしながら、いくらかでも早く納入されるよう対応をしてみたいと考えておりますが、いろいろ各メーカーに納入時期を問い合わせしても、現時点では明確な納入時期は答えられないという状況が言われておりますので、早期の発注をとりあえず行っていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） まずはデマンド型交通システムの件からですがけれども、他の事業者といいますか、様々なタクシー事業者があるかと思われまして。そこには声をかけていな

かったのかなというふうな、答弁でそう理解しましたが、この新型コロナウイルスにおいてやはりタクシー業界、バス業界は相当なダメージが出ているということで、やはりこのデマンド交通システム自体継続可能かどうかというのがこの先見通せないのではないかと思います。やはり1社だけでなく、あらゆる手法を使って継続できるように検討するべきではないかと思えます。その点の見解をお伺いしたいと思います。

続いて、プレミアム付商品券でありますけれども、先程の答弁ですと、これから調査をするというようなことでありました。クーポン券の使用期限が8月31日までということで、調査をしてさらにそこから配布するというので、一体いつから使えるようになるのか、期限がいつまで設定するのか、この辺の具体的な説明をもう一度いただきたいというふうに思えます。

プレミアム率が25%ということで、クーポン券においてもやはりもう少し使いやすいようにするべきではないかなと思えます。具体的にプレミアム率をもう少し上げる、50%ぐらいまでに上げると、大胆に、そこまで支援してもいいのではないかなと思えます。この辺、1点お伺いしたいと思います。

宅配サービスの支援、追加補正ですけれども、この新型コロナウイルスの状況において追加して補正するという説明でありました。宅配サービス、テイクアウト、先程のみかわ振興公社においてもテイクアウト事業を始めるということでありましたけれども、やはり町内でのテイクアウトをするシステムというものがまだ確立されていないといえますか、ないのではないかなと思えます。やはり町内飲食業者を巻き込んだ宅配、テイクアウトといえますかデリバリー、そういった事業まで発展させるべきではないかなと思えます。既存のシステムをそのままただ拡大するというわけではなく、町外、町内の飲食業者を巻き込んだようなシステムを作るべきではないかというふうに思えますけれども、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

いろり火の里の件ですが、県の融資をしても秋口ぐらいまでであろうというふうなお話でありました。借入れ5,000万円ということで、先の説明では上限2億円まで借入れられるということでありましたが、その5,000万円を借入れした理由が前年度の経常利益が500万円ほどあるから、10年間で返済できるものではないかというふうなお話でありました。しかしながら、この先の状況がどうなるか分からないと同時に説明されているわけで、やはり2億円まで借りるような、この先の展望を見据えた方向に行くべきではないかなと思えます。5,000万円で融資をいただいても、町の支援が5,000万円なければいけないということは、みかわ振興公社の経営自体にやはり不安を感じざるを得ない。無利子で融資をいただける2億円までしっかり融資をいただいても、その中で経営努力をして、それでもやはり足りない分は町でしっかり支援しますよというふうな方向性であるのが本来ではないかなと思えます。なぜ2億円まで踏み込めないのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

経営努力ということで、事業改善するというものでありますけれども、私は最大限雇用は確保して、新たな事業に取り組むぐらいの事業改革をするべきではないかなと思えます。雇用確保して、さらに今の規模でなかなか余ってしまうというふうな事態が起きれば、別の

事業に展開するというようなことも検討するべきだと思いますが、そういったものがこの23期の経営方針等には記載されておられません。やはり今の現状と今後の展望をしっかりと再考して、みかわ振興公社の経営に向かうべきだというふうに思います。それが町民の理解を得る最善の策ではないかなと思われま。やはり今の現状をしっかりと把握し、的確に対応することが必要だと思います。その辺の見解をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 1点目のデマンドタクシーについてのご質問でございますが、例えばご質問にありました一事業者ではなく、事業継続を確保するために複数の事業者というご提案かと思いますが、ただ、複数の事業者とした場合、やはりこれはそれぞれの保有台数にも関係してくるかと思いますが、当然需要に対して配車する台数、当然運行日は、今の現状では相当の時間なり日数、拘束されるということになります。事業者としてそれに耐え得る、先程申し上げました保有台数とかドライバーが確保できるのかという問題があるかと思いますが、また、複数の事業者とした場合、やはり利用者がどこのタクシー、ハイヤーを頼むのかということになりますと、これはある町村ではしているようですが、システム化して、一元的にこれを受け付けて配車をするというような形もあるようであります。ただ、そうしますと当然そのシステム導入に費用もかかりますし、これを請け負っていただいた事業者は、果たして今日配車があるのかどうかということで、非常に不安な状況になるのではないかということが懸念されます。現時点ではより確実なといいますか、事業継承できる事業者と契約いたしまして運行をしていきたいということで考えております。

それから、2点目のいろり火の里に関するご質問であります。議員が先程おっしゃられましたとおり県の融資制度の中では償還というのは10年、この中で2年間の据え置きはできるということになっておりますが、これも繰り返しになりますが、昨年度の営業利益が約500万円、10年間で返すということを目指しますと、単純に500万円掛ける10年の5,000万円なのかなと。当然収入が見込めない中で借り入れの額を突出し、その3倍4倍というのは少し考えづらいのかなということで思います。そうした中で、借り入れについては施設自体が町の財産でもあります。この地域の交流拠点として非常に重要な施設であるということから、町もこれを支援するという姿勢を見せることが非常に重要なのではないかとということであります。公社自身も汗をかき、借り入れも行い、経営努力も行いながら、足りない部分を町が支えると。そうしたことで公共サービスのものを提供していただく振興公社という評価がやはり維持され、皆さまからご利用いただけるのではないかとというふうに考えるところであります。

で、ありますので、確かに2億円という資金を調達すれば非常に安定はするわけですが、では返済となったときに、なかなか突発的に新規事業に投下しても利益が大幅に上がるというものは公社の各部門ではなかなか難しいのではないかと、先程も申し上げたとおり、新しい生活様式の中で3密を作るような状態にしてまで、営業するのかどうかということも問題になりますので、そこはきちんとルールにのっとりながら、可能な限りのお客さまから来ていただいて、利益を着実に上げていく。そうした中で返済ができるもの、範囲の中で対応し

ていくということが適切ではないかということで、今回の町としての支援、5,000万円の計上となったところであります。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 先程の私の答弁の仕方がまずかったのかもしれませんが、8月31日までの期限というのは、現在ご家庭に郵送しておりますみんなでクーポン券の期限でございます。プレミアム付商品券につきましては、今回の補正予算が可決後に先程お話ししましたとおりに、皆さんからまずご希望をとって、その後に店舗等との折衝、あるいは印刷等もでございますので、実際の配布は秋以降になろうかというふうに考えてございます。こちらにつきましては、なるべく迅速に対応して早い段階での執行をしまいたいというふうに考えてございます。

そして、プレミアム率につきまして50%ではどうかというご質問でありました。実は当初予算、今年度当初もプレミアム付商品券ということで想定をしておりました。この中では15%で1,070万円ほどの予算ということで当初予算の方には計上してございましたが、こちらをみんなでクーポン券の方に緊急的に執行させていただいたということでございます。今回につきましては、25%のプレミアム率で予算としてはほぼ倍の1,900万円ほど今回予定をしております。

実はそのプレミアム率、限られた予算でございますのでプレミアム率を上げれば、その分、その執行する枚数が減るということにもなってくるところでございます。その関係もございまして、当初想定しておりましたものよりも高い執行率ということで、それとより多くの方からご購入をいただきたいということで、25%の執行率を想定したところでございます。

そして、テイクアウト、デリバリーの今後の考え方ということでございますが、こちらにつきましては、議員のお見込みのとおり今後デリバリー、テイクアウトの部分については伸びていくことが想定されると思います。ただこちらにつきましても、店舗の方としても設備投資、あるいは人件費等の中で設定をしてくるということでございますので、そちらの方につきましては、出羽商工会とも一緒に事業所の状況、あるいは動向について、こちら調整をしながら対応していければと考えております。現時点では町外、町内、他の方の動向が見えてございませんので、今回につきましては宅配サービスの分は、三川町宅配サービス支援事業費補助金の方に計上させていただいたということでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 私の方からも数点。まず10ページのいろり火の里施設費5,000万円でございます。今までも議論されてきましたけれども、元々この支援金の立て付けといたしましては、町有財産でありますいろり火の里施設を第3セクターというか、三川町が株を80%以上持っている株式会社みかわ振興公社に指定管理を委託しているというふうな立て付けかと思っております。

その、指定管理をしているみかわ振興公社が今の新型コロナウイルスの影響下で経営が苦しいので町に支援をお願いしたいということだろうというふうに思いますが、そんな中でここは三川町の議場でありまして、町税を、町民のお金を使うところを議論する場所でありま

すので、みかわ振興公社がどうのこうのということではありませんけれども、みかわ振興公社の方から今回の5,000万円については株主総会ではなくて代表取締役会とかそういうことで振興公社自体が今回の危機感をどういうふうに理解されて、本町に支援を求められたのか。私が知るところによりますと、取締役会は文書で交わされたというふうなことがあります、それも今回の件、期限が16日までの回答ということで、株式会社みかわ振興公社として、今回のこと、危機感を皆さん共有して町の支援というものを求められているのか、まず最初そこを一つ確認したいと思います。

それから、指定管理者というのはやはり町の税金というのは透明、公平性というところが求められるわけでありまして。同じこの施設の中にあります、有限会社ラコスだとか、物産館マイデルなどの経営も今回の5月の連休は人の移動などが少なく、かなり大変だというふうな状況もあります。そうした場合、今回と同じように公平性を保つためには、そういうふうな同じようなところで、みかわ振興公社というのは町が株を80%以上持っているので普通の会社ではないと言うかもしれませんが、やはり株式会社という意味で言えば一つの企業なわけです。その辺、他の企業でもこういうふうに同じように大変だというふうなところで申請や要望があった場合、同じ対応をされるのかどうか、その2点をお聞きしたいと思います。

それと、まだもう一つ。消防費の方で今回備品購入ということでいろいろ考えておられるようであります。最近やはり水害などが多くなっております。その中で、今年の場合には特にそうではありますが、密を避けるということで、近年の避難所の開設状況を見ますと、個人のプライバシーというものを考えて車中泊という形で避難されるという人が結構増えております。まして今回の新型コロナウイルスということで、密を避けるというふうな意味ではますますそういうふうな車中泊の避難が増えるのではないかと私は思っておりますが、その辺の対応、車であればラジオ、防災ラジオでなくても普通のラジオも付いているでしょうし、いろいろあると思います。その辺に連絡をとるようなワイヤレスの放送機器を備えるだとか、やはりこれから見込まれるような防災の備品というものは考えられているのでしょうか。お願いします。

○議 長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） いろいろ火の里に関するご質問、2点いただきました。今回の町への支援要請に関するみかわ振興公社としての手続と申しますか、手順に関することにつきましては、みかわ振興公社の株主総会、取締役会については今年3月30日に行っております。その際、新型コロナウイルスの影響はすでに出ておりましたので、その状況についても説明をし、公社としての対応状況や対策についても説明をしながら、その内容についてはご理解をいただいたところと認識しております。そうした中、町への支援要請、それから借り入れにつきましては、それぞれ臨時株主総会なり取締役会、これを招集する暇がなかったものですから、社長の名前になりますけれども、各株主、それから取締役に対しまして、それぞれ振興公社としての借り入れなり町への支援要請について訪問をしたり、電話や資料等を見ていただきながら対応をし、ご理解を得、計画を進めているということで聞いておる

ところであります。借り入れについては取締役の同意が必要ということになるわけですが、これについては先程ご質問にありましたとおり、来週にはそれぞれの取締役からの同意を得られるものと思っております。

それから2点目の民間業者への支援とこの度の振興公社への支援の違いというご質問かと思えます。この点につきましては先程も少し説明させていただきましたが、いわゆる振興公社が行う事業といいますのは、温泉であったり、宿泊、それからなの花ホールを中心とする集会、これはなかなかこの地域においては特異なといいますか、公的なサービスの提供になろうかと思えます。ましてやその提供しているサービスがこの町のシンボリックな施設、町を代表する、人を呼び込む、賑わいを創出する施設であります。そうした点を踏まえますと、同じ民間事業者という捉え方にはなろうかと思えますが、そこで提供されるサービスを考えますと、やはり一定程度の線引きがなされるのではないかと、そうしたみかわ振興公社を指定管理者として行っている営業、これが非常に厳しい状態になる、場合によっては経営がおぼつかなくなる、こういった事態をなんとしても避けなくてはならないというふうにとらえるところでありますので、今回町としての支援、これを補正として計上させていただいたところであります。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 防災費に関連しまして、今後の新型コロナウイルス感染症対策における対応の部分でございますが、これにつきましては、山形県の方でも非常にそういった対策を誘導するために新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインといったものを5月の末の時点ですでに公表しております。その中で質問者が申されましたような3密の回避策の事前の対策ということで、指定避難所以外にも避難施設を可能な限り確保することも有効な策の一つとして例が挙げられております。

その中にも例えばホテルや旅館等の施設の活用、それから民間事業者と避難所についての利用に関する協定の検討、それから今申されました車中泊あるいはテント泊に備えたグラウンド等の場所の検討といったことがガイドラインの中でも示されておるところでございます。本町におきましてもこのようなガイドラインに沿いながら、今後そういった感染症に応じた対応を行ってまいりますし、それから今言われたような分散避難に対応したような、そういった防災備品の整備についても今後、やはり検討をしていく必要があると考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） ただいまみかわ振興公社に関しての説明でありましたけれども、それでは以前三川の事業で商工会の方がプレミアム付商品券を発行したいなというふうな意見があったのでしたけれども、正式な申し込みがなかったというふうなことで、次の年にプレミアム付商品券を発行したというような経緯もあったと思えます。今回、みかわ振興公社の方では町での要請というのは、取締役会はまだ行われていないと文書での配布はあるけれども、まだ16日までの返答というふうなことを聞いておりますけれども、みかわ振興公社としての正式な申し込みというのは本当にあったのでしょうか、その辺少し疑問なところであり

ます。

また、振興公社というのは他の部分とは違うんだというふうな意見でありましたが、やはり企業として行う分にはどこの企業も一生懸命頑張っているというふうに思われます。三川町商業共同組合の方も中にあった店舗が空きになって、それを埋めようと必死に努力して大変経営が苦しいときもありました。でも町の方で地代をまけてやるというふうな対応もしてこなかった経緯があります。その商業施設も三川町にとってはただの商業、商いの場所ではなく、町の産業として大変重要な位置にあります。そういうものとの平等性というものは図れるのでしょうか。どういうふうにそこを図っていくのでしょうか。お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） ご質問にありましたいろり火の里施設に対する支援のご質問でございますが、まずいろり火の里施設につきましては、平成2年になの花温泉田田がオープンいたしまして、その後、平成12年に田田の宿、なの花ホール、道の駅、庄内みかわのオープンにより特色に満ちた複合施設ということでグランドオープンした複合施設ということで、町が設置した施設でございます。

ただこの運営に関しましては当初は町直営で行っておりましたが、なかなか町民のニーズ、要望に応えきれないというような状況、さらに経営成績とかそういった観点で直営方式が見直しされ、その後経営の効率化を目的にみかわ振興公社を指定管理者として指定して、現在に至っているところでございます。こういった経過につきましては、ご質問にありました民間事業者とは違う面があるのだと思いますし、この振興公社は町の発展、町民福祉の向上を図る、そういった責務、任務も負っているというふうに理解しておりますし、常に経営努力を重ねてその結果として公社が前期、前々期、2期連続の黒字決算を出したところでございます。この2期連続の黒字決算という実績につきましては平成12年、グランドオープンして以来、指定管理を受けて以来、初めてのことでございましたので、そういったところで町とともに町の発展に寄与する、町民の福祉向上に寄与する、そういうことで日々営業活動を行っているところでございます。

それから、こういった中で町が振興公社を指定管理者として指定しているわけですが、その業務仕様書がございます。この中においては経営の中で過不足の額が過大である場合は、次年度以降の指定管理料、及び利用料金等について見直しを行うということでありまして、この仕様書によりまして、振興公社の経営が立ち行かないような甚大な状況にある場合は、町で支援しますという一つの約束というふうに理解しているところでございます。

このような中、この仕様書においては次年度ということが付いておりますが、今回についてはこの想定を超えた事態ということで、振興公社からは緊急財政支援の要請ということで、文書が町に届いているところでございます。一文だけ読み上げますが、今年度当初締結した指定管理者業務仕様書では経営の過大な不足分は次年度の指定管理料の見直しによるところとされておりますが、事態は緊急を要し、可及的速やかに経営の安定化を図る資金を調達する必要がありますということで、特別な対応をお願いしたいということで公社から町の方に要請が来しているところでございます。

以上のように、このいろり火の里施設についての成り立ち、みかわ振興公社ができた経過、指定管理者として指定を受けた状況、そういうようなことを考え合わせますと、一民間事業者というだけの対応にはならないものと判断いたしまして、今回支援を決定したところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 私も関連の質問をさせてもらいますが、この5,000万円を町で支援するということですが、結果としては振興公社の決算といいたいでしょうか、振り分けとしてはどういう格好の経理処理をなされるのかお伺いしたいと思います。

先程企画調整課長が黒字になった場合には黒字を抑えるという話もなさいましたので、期末にですね。言いましたよね。

ですからその解釈でいきますと、決算処理を簿記上どういうふう処理をするかということ、たぶん雑収、計上利益、特別利益と言いましょうか、計上外収益に入れると雑収になるのかなというふうに思うのですが、その辺の処理の仕方についての見通しについてお伺いします。

それから、もう一つ経営の判断をどこで誰がするかという話ですが、今前の資金繰り表の、今答えておられる企画調整課長、企画調整課で資金繰りを作られましたね。今取締役会は書面でというような話がありましたが、要するに経営の主体は町、直な気がするんですけども、これはやはり第3セクターは第3セクターで経営の主体はやはり公社の方が持って、経営方針を作るというふうにしなればいけないと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） まず1点目のご質問についてであります。私も歳入としては雑収的なものとして、先程黒字に転化させないということで、借り入れもしているわけですが、その部分についてはプラスマイナスゼロになろうかと思えます。雑収の部分で、赤字にならないというところを目指して、目指してといえますか、判断で町からの交付ということになろうかと思えます。

それから、公社としての意思決定の手続、手順というお話かと思えます。当然みかわ振興公社には定款がございますので、そこで定められました株主総会、それから取締役会というものの議決すべき事項、そういった会を開きまして、決算なりその事業計画なりを決めているところであります。この定款の中には借り入れについての規定がございません。ということですが、非常に重要な案件であるということで、臨時株主総会につきましては先程暇がないということで説明をいたしましたが、書面協議をできる旨を定款変更に関する同意、それから取締役会につきましてはなお定款についての借り入れの規定はないのですが、非常に重要な案件ということで取締役の方から5,000万円についての借り入れについての同意を得たいということで、公社としての取り組みが今なされているところということで承知しているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 年末にプラスマイナスゼロにするという話で、雑収に入れればそれは収益金として益になりますが、借入金は益金にはなりませんので、申し上げますが、負債

にはならないのです。借り入れしたとしても、1億円借りても、それは1億円の負債ですけれどもそれが赤字になるということではないのです。よろしいでしょうか。間違いありません。それは金を借りるということは現金として借入金という現金という預金という形になるので、収益には関係ないのです、実は。それが、今言ったように雑収に入れますと5,000万円がプラスになります。結果としては年度末にプラスになった場合には税金が発生しますよ、国税が。公社は株式会社です。

ですから、補助金が税金になるという話は一つ問題がありますし、分かりますか、その意味。収益を頑張って上げようとしたときに、結果的にプラスになってしまうという可能性があるわけです。これは非常におかしな話です。通常は、通常の企業経営はまず5,000万円が入ってくるなんてことはどこにもないので、通常経営ではないというふうには考えられますが、いきなり5,000万円を突っ込むというのはある意味経営努力の関係と、それから会計処理上大変問題があるというふうに私は思います。

それから、経営の関係ですが、町の施設として応援するのは当然だと思いますけれども、先程言いました指定管理料をお支払いする件とそれから指定管理者である公社が施設利用料等を払うということと相殺する格好で今なっているんですよ、その解釈は間違いありません。経過としては。管理料を払うのと、それから施設の利用料金を公社が町に払うということと相殺するんだと、そういう経過で今プラスマイナスゼロ、何も発生していない。ですから、この意味で言った場合は施設管理料と使用料金が相殺されていますので、これは特別に指定管理だからお金を払う支援をしなければいけない、その理由にはならないと思うのです。資金繰り上は借り入れで少し凌いで、本当にどうしようもないときに今言った真水を投入するというようなことをするべきであって、ぎりぎりのところの経営努力をずっと見ていく必要があると思います。

この話は役場の議場でしていますけれども、立場上企画調整課長と副町長という話になりますが、実際は経営の関係がもろにありますので、やはり私は特別委員会か何か予算委員会を開きまして、参考人として関係者、公社の役員として発言できるような、そういう場を作るべきだと。それによって結論を出した方がいいのではないかと思います。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 0時 2分)

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 1時 7分)

高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） ご質問の1点目についてであります。私の方でも今回の借り入れ、または町の支援を受けた場合につきましては、みかわ振興公社でお世話になっております税理士等からも確認をさせていただきました。その中で借り入れの部分については収益の方には影響を与えないと言いますか、まず計算して構わないと。そうしたときに、町の支援というのが雑入になった場合、特別な計算式が求められるかもしれませんが、最終的にはその損益の部分との計算の中で導き出されるということでありまして、先程別の議員の質問に対してお答えしましたように、これが最終的に12月末の時点で黒字にならないよう、黒字に転化されないようにそこを十分見極めながら支出・交付ということにしていきたいと

考えております。

また、公社としての経営計画等につきましては当然株主総会・取締役会の承認が得るわけですが、その営業期における様々な活動における判断については社長と幹部の方で示して行われているという認識をしているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 今回の補正に関して、やはりいろり火の里施設費に関しては聞かなければなりませんけれども、その前に1点、同じ10ページにあります、かわまちづくり整備事業、これが追加になっております。当初4,600万円ほどの工事費の予定でありました。当然、社会資本整備交付金というものが歳入の部分で増額になっております。多分内示だと思うのですが、例年内示はありながら最終的には満額入って来ないという部分があります。今回そんな中で追加になったということで、これはどういった経過になるのか。計画通り進むのか。また、補正で増額になるとおりに進むのか、その辺の見通し等を伺いたいと思います。

それから、いろり火の里推進事業に関してですけれども、先程来同僚議員からいろいろ質問・質疑になっております。第3セクターの非常に問題点が今回露呈したかなど。要するに今回の支援事業に関する5,000万円に関しては出す方と貰う方がまあまあ一緒だという見方もできるわけでありまして、立場上は名前が違うわけですがけれども、振興公社の社長あるいは経営陣の中に町の幹部が入っているというようなことで、そういったことが根本的にあるのかなというふうに見ています。

そんな中で数点伺いますけれども、三川町地域交流拠点施設経営基盤強化緊急対策支援事業、非常に戒名の長い事業ですが、これを設定するにあたってどのような検討がなされたのか。それでこの事業の要綱、規定、規則等の整備がなされているのか。なされているとすれば今回、こういった環境のもとで5,000万円という助成金が想定されましたが、ではどの程度の影響があったときにこの事業が発動するのか、また助成金の算出の根拠、あるいは限度額はいくりに設定できているのか、また今後こういった事業をまたこういう事態を繰り返したときに、同じように何度も際限なく発動できるのか、その辺をまず伺いたいと思います。

次に、先の全員協議会の中で説明がありましたけれども、その際に私の聞き間違いかどうか分かりませんが、あるいはその支援事業の資料を見ますと、こういうふう書いてあります。助成金の額の決定した経緯の一番下の方に、前記を踏まえ株式会社みかわ振興公社では長期的な視点に立ち町支援金の他に5,000万円を借り入れ、これらの資金をもって自らの経営基盤を安定させるということですが、これから読み取れるのは町の支援金が第1にあると、そしてさらに5,000万円を借り入れるのだというふうにも読み取れるわけでありまして、この第1に町の支援ありきという姿勢、これは企業体として通常はありえないのではないかと先程公的な存在という説明もありましたが、強いて言えば温泉施設は公的な存在ととれるかもしれませんが、ホテル業、あるいは貸し館業というものが町民の福祉向上のための公的な重要な存在に当たるのかといえればたぶん私は無理があるのかなと思います。そういった経営体、企業体の中でまず町に支援を求める、これは非常にありえない態度かなと思

います。町の当局のさらなる見解を伺いたい。

それから、これも次の指摘について皆さんからありましたけれども、経営改革、それも大胆な経営改革というものが今求められているのかなど、先程来の答弁の中では従前の状況に回復させるのだというような趣旨だったと思います。ところで、この新型コロナウイルス感染症に関してはまだまだ実態も掴めていない、予測もできない中で現状に戻るのは非常に困難ではないかという専門家もいます。要するに新たな社会生活といいますか、社会の規律というものが求められていくのか、右肩上がりの成長戦略あるいは拡大戦略というものも見直さなければならない時代に突入するのではないかと思います。大胆な経営改革というのはただ単に拡大路線ではなく、私はいらぬものを縮小する、事業を縮小すると、人員もカットするというようなところでまで踏み込んだ対応、これが求められるのではないかと思います。経営の本体はみかわ振興公社ではありますが、大株主として町の監督、経営に対しての監督、指導、あるいは一緒に連携して経営しているのだというような意識であるとすれば、そういったこの影響を及ぼした感染症対策、感染症の状況なり、全体の現状を改めて捉え直して今後どう対応すべきか、検討し直すべきだと思いますけれども、この点について見解を伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） かわまちづくり整備事業の事業費の追加であります。こちらにつきましては、今回の追加分の事業費として1,630万円を計上させていただいております。その内容としましては、一つは国の交付金が当初予算と比較して、700万円の増という内示があったために追加するものであります。ですので、1/2交付率でありますので、補助対象事業費としては1,400万円ということになります。残りの230万円の事業費につきましては、これは町担の工事ということで、主な内容としましては坂路の舗装工事の内容になっております。

今年度のかわまちづくり整備事業の概要という部分であります。令和元年度にせせらぎ水路の本体工事を完了いたしました。そのせせらぎ水路の本体に取り付けるための噴水の設備、また噴水に給水するための給水管の布設、またせせらぎ水路脇の駐車場を整備するための経費として予定をしております。現在のところはこのような形で整備を行っていくところで、ご質問がありましたかわまちづくり整備事業が今後順調に推移していくか、進捗していくかという部分につきましては、今のところは順調な進捗が見込めるというふうに考えているものでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 4点のご質問がございました。

1点目の要綱等の整備、それから5,000万円の算出の根拠については企画調整課長からご答弁を申し上げます。

3点目の町の支援が先だったのではないかというご質問でございますが、二つの立場を持っているものですから、言い方が、言葉使いが非常に大変なのですが、まずは聞いている話ということで発言させてください。まずこの振興公社が行う5,000万円の借り入れについて

ては、前期、前々期の黒字、500万円、700万円、これは先程の質問にもお答えしましたとおり、平成12年、振興公社が始まって以来の2期連続の黒字でございましたが、言い方を変えますと平成12年から一番成績の良かったところが700万円のプラス、500万円のプラスでございます。今回の借り入れの償還は10年でございます。年間500万円の返済を行うということと、前期、前々期の黒字額がほぼ同様ということで、振興公社といたしましてはこの時期に500万円、10年間返し続ける、償還をし続けるということは非常に大きな決断をしたというふうに私自身思っております。そういった中で、それでも不足すると推測される額、同額5,000万円については時期前倒しでございますが、今期中で支援していただきたいということでありまして、最初に考えたことは県の制度を使ったこの融資を受ける、こちらの方が先だったところでございます。この資料の記述については町の支援金とは別途ということで、町の支援金が先に書いてはありますが、経緯はそういうことでございます。

それから、経営改革が必要なのではということの中で事業縮小もということでございますが、振興公社がこの5,000万円を償還していくという中においては事業縮小ということは考えていないところであります。逆にこれまで以上に収益を上げないと、また営業努力をしていかないと返済する500万円を生み出すということは非常に困難というふうに考えているところでございます。そういった中で振興公社の経営会議でも話し合いがされており、その中でも出ていることでございますが、振興公社としては首都圏への依存度が少し高すぎたのではないかと、今後はこの地元の方々の利用がこれまで以上に多くなるような、そういった取り組みも必要なのではないかとというふうな意見も出されているようであります。

今、緊急事態宣言もなくなり、県を越えての移動が出てきたところではございますが、これが新型コロナウイルスの発生が出た以前の形に戻る、首都圏の方々が大勢来てくださる、そういう状況になるには、相当長い年数がかかるものと考えております。そういったことから、まず例えば県内、この庄内地域の方々からこれまで以上に利用していただける、そういった経営戦略も必要だろうというふうに話し合いをしているというふうに伺っております。

ということから、まずはとりあえず5,000万円というお金をきちんと返していく手立て、これについてこれから引き続き話し合いをしていただいて、きっちりその償還を実現していただきたいと思いますというふうに考えているところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） それではご質問の、まずもって支援助成金を交付するにあたっての企画の設定等につきましては、現時点では補正予算が可決、議決いただいた後ということでの設定を考えております。18節ということで、町には補助金の適正化規則ということもございますが、そういったところでは規定されない部分について適正な支出をすべく規則の設定というものを考えてございます。

また、この5,000万円の積算の根拠ということでありまして、繰り返しになり申し訳ございませんけれども、先に全員協議会でお示ししましたとおり、公社の決算で言います12月末までは3,000万円弱、また来年の3月31日までの今年度末にしますと、4,000万円弱ほどの借り入れをしても不足することが見込まれるということでありまして、合わせまして、こ

れも繰り返しになりますが、今後公社が一番収益の上がる夏季、秋季において、いろんな本町のイベントもそうですが、鶴岡市でありますとか周辺の大きなイベント、また夏や秋に賑わいがあるイベント、これが中止にされております。そうしますとやはりいろり火の里を訪れていただくお客様が当初見込んだグラフよりもさらに率としては落ちるのではないかと、ということで今年度の補正予算額としては3月末までの年度ということで見込まなければいけませんので、今回5,000万円ということで計上したものであります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 規定規則は、今後整備するというようなことでした。こういった事態、今回のみならず新型コロナウイルスの対策が確立できない限りは何年でも続くのかなと思います。その辺も勘案しながら内容を検討していただきたいと思います。

今説明にもありましたけれども、集客が見込まれないのだと。集客が見込まれなくて、赤字が増える見込みだと、それでも営業しなくてはいけないのだと。なぜそういう発想になるのかなと思うわけです。この先、来年、再来年の3月ぐらいまでの試算といいますか、あるいは想定と言った方がいいのかもしれませんが、そういった数字が出ていますが、今までと同じような経費のかけ方をしながらこういった赤字になるんだということではありますが、ではなぜ客が見込めないのに同じような営業形態をしながら赤字をどんどん生んでいくのかと、そこにメスを入れる気はないのかということでもあります。

普通の企業であれば不採算部門をどんどんカットしていく、あるいは人材は例えばよそで有効に使っていただくとか、そういった手立てを取りながら企業体としての存続を図っているわけではありますが、こと公社に関して言えば現状を維持しなければならないという縛りがどこにあるのか。例えば営業を再開する判断、自粛要請で自粛しました、それは分かります。自粛が解けて再開しましたと。再開の判断は誰がしたのか、当然公社の社長だと思えますが、では再開して営業活動をして儲かる見込みがあったのか。その判断、再開するという判断は間違いでなかったのか。その辺は町として問わなければならない。もしその判断が間違いだったとすれば、これは責任問題です。公社の社長あるいは経営陣としての責任をとってもらわなくてはならないと私は思いますけれども。そういった柔軟な経営に対する切り替えといいますか、判断、そういったものを持ち合わせていない限りこの難局は乗り切れないだろうと思います。見解をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回のいろり火の里に関しましては、やはり新型コロナウイルスの影響ということは当然想定をしなければならないということは、町としても考えているところであります。全国的な新型コロナウイルスによる影響と言いますと、宿泊、飲食、あるいは温泉という、本町以外のいろいろな行政の第3セクターあるいは指定管理者という部分については、それぞれの市町村に宿泊、飲食、あるいは温泉という、とりわけ山形県内は、かつては47市町村すべてに温泉があるというふうに、従来の温泉地等との共存というようなことで進められてきたというようなことで、それぞれの部門での影響というような状況であります。

しかしながら、本町ではこのいろり火の里の整備によりまして、これがすべて複合的に機能を持ち合わせているということからいたしますと、やはりなの花ホールの利用者が田田に宿泊する、そのような相乗効果というようなものによって、経営者の経営努力で黒字の今までの推移できたというようなことであります。

さらに、今までのこのみかわ振興公社あるいはいろり火の里の果たす役割ということからしますと、なの花温泉田田の営業からいろり火の里の整備、これは当時の議会でもいろり火の里の整備をするというようなことで議決がなされました。現在ではその当時の議員は3名しかおりません。当時、三川トピア創造委員会が、三川町がこれだけの交通の要所というようなことで、庄内での中心的な役割を担うというようなことから、いろり火の里が整備され、しかもそこには町の若い世代の将来を、庄内の中でも情報あるいは交流の発信拠点としての役割をしっかりと果たすべきというようなことで、当時の三川トピア創造委員会の皆さんからの提案によって、いろり火の里が整備されたわけでありまして。

そうしますと、やはり単なる営業といった部分と、やはり住民に対するサービス・福祉といった点から考えれば今のみかわ振興公社、いろり火の果たす役割ということからすれば、継続もこれも必要なことではないか、このように思うところでありまして。現状の中においては新型コロナウイルスの感染による影響によって解雇、あるいは雇いどめ、こういった部分についても、みかわ振興公社は何とかこれらの社員の処遇という部分については最低限の対応というようなことでやってきているわけでありまして、そういった点におけるこれからの経営というものに対しては町としてもいろり火の里の果たす役割というものは大変大きなものがあるというふうに認識をいたしております。

今後、これからの経済が新たな生活様式によって影響がどのように変わるか分からない。しかも新型コロナウイルスの2波、3波が起きた場合においてはもっと影響が大きくなるということは、これは当然予想していかなければならないわけでありまして、そういう中においてやはり行政がここまでいろり火の里の整備に対しては議会からも理解を得て、今まで進んできたということと、それと梅津議員が言われるように、不採算部門のある面においてこの切り捨てあるいは改革というようなこともあろうかと思っておりますが、これはやはり今回の町での補正ということをお願いするという部分に対しては、まずは支援ということからスタートをして、その中でやはりしっかりと頑張ってもらおうというようなことが、これは行政の立場ではやはりいろり火の里が、本当に年間40万人もの人が訪れるこれらの拠点としての役割というのは、町としても維持する必要があるのではないかというふうに考えているところでありまして。

こうしたことで、やはり今回の営業支援という部分と、将来を見据えたという部分からすれば、今後これは経営陣がしっかりとその部分については考えてもらえるものというふうに理解をしているところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） 私から2点ほど質問させていただきますが、まず1点目は先程財源更正ということで議第28号の一般財源の振替についての質問をさせていただいた経緯を踏

まえてですが、今回9ページに4款衛生費、予防費の400万円、これが一般財源からいわゆる地方創生臨時交付金に振り替えるということを理解できたのですけれども、いつぞやの議会でも指摘させていただきましたが、こういった財源更正が説明欄になんら事業名も載っていないということからしますと、どう判断していいのかわからない。議員各位の調査権限というような捉え方になるのかもしれませんが、せめて説明欄に事業名等の記載をお願いできないものかということです。財務システム上、そのままではこのデータが出てこないということでありましたが、手作業で入力可能ということで、答弁いただいておりますので、ぜひ今後こういった場面も想定されますので、前向きな対応をお願いしたいというのが1点目です。

それから、もう一つが先程からいろいろと質疑応答が展開されております、いろり火の里の対応についてでございますけれども、答弁の中でキーワードとして上がってきているのが、経常経費によって赤字が累積になってきていると。1日のA3横長の資料で説明があったとおり、これが計上経費そのままの赤字累積ということでありまして、一方ではいろり火の里は公的な施設であるからその役割を果たさなければならない。まずは経営継続が必要であると、これは当然の話でして、私も同感です。ですけれども、この経常経費が増幅していくことに対しての対応策として借入れを5,000万円という数字ですが、この5,000万円の借入れの理由、状況を確認しました答弁の中では、いわゆる毎年の収益が上がる見込みが500万から700万円が精一杯。そして10年で返せるのが5,000万円だということで、さらには今町長から説明がありましたとおり、今後も経営状況の悪化も見込めるということになりますと、これらのキーワードを繋いでいきますと、単に負のスパイラルに陥るという状況しか見えて来ないのです。

そこで、民間の企業等についての、あくまでもマスコミ報道等の話ですけれども、経営戦略として採算の合わないところについては自粛をする、当分閉鎖をするということで経常経費を抑えるという手法をとるわけで、計上経費を抑えることによって年間の収益がプラスになるかもしれない、そうすると最初から5,000万円の借入れありきではなくて、5,000万円を借入れることなくなんとか自力での回復も叶うのではなかろうか、そういった取り組みが長期にわたって今後ますます悪化するであろうという対策としての備えという部分では今そういった経営戦略が必要ではなかろうかということを考えているところなのですが、そういった部分というのは質問の塗り替えしになるかもしれませんが、本格的な経営戦略の見直しというような部分についてはどのような手続でこれから進めていかれるのか一つ確認したいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 今回の補正予算の中に財源更正が出てきたようなときに、何か説明欄に記載等できなかった部分については以前からもご指摘があったかと理解しておりますけれども、これについては今のシステム上自動的に出ないということでは確認しておりますので、そういった部分と、あとそれから手作業で実際に入力するということになりますと、職員がその都度出来上がったものについて、またワープロ形式で手で打ち込むというこ

とで、職員の事務負担の部分にも繋がってまいります。そういったことでどのような形が、説明資料として分かりやすいのかといった部分については、今後のシステム改修と合わせて、その時期と合わせて内部の方でもどういった表記が、あるいは他の自治体等でどういった表記をしているのか、そういった部分についても一度確認してみたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） いろり火の里の経営戦略の中で、採算の合わない事業については中止も考えた方がいいのではないかとご質問でございますが、その中で経常経費という言葉も出てまいりました。振興公社の経営全体を見た場合、一番経常経費のかかる事業部門は温泉部門になります。この温泉部門については、町民の福祉向上という面で一番最初からできた施設でありまして、この温泉部門の中止ということは私ども考えるべきではない、そのように思っているところでございます。

そのような中、一番収益率の高いのが田田の宿でございます。こういったところで全体としてこれまである一定の黒字決算を過去に示してきたところでございますが、今起きている新型コロナウイルスのこの状況はこれまでにない状況でございますので、意見にありましてとおり、1から事業を見直し、どの部分をどういう形で継続させるか、また新たな取り組みというものは必要なのではないかというふうに考えておりますが、その点は全体を見て総合的に経営改善を図るように公社の方にも進言してまいりたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 私の方からは9ページの塵埃処理費で廃棄物処理事業、ごみ運搬処理業務委託料で40万円になっておりますけれども、どういういきさつなのか伺いたいと思っております。私の理解ではごみ運搬は確か入札で行っているという感覚でいしましたが、入札時点でおそらくこの額で契約していると思うのですが、どういう事情で今回40万円補正に至ったのか説明を願いたいと思っております。

次に12ページの学校給食費であります。今回工事請負費等入っておりますが、どこの学校の給食施設で、どういう工事を行うのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） この塵埃処理費のごみ運搬処理業務委託料40万円の増であります。これにつきましては現在三川町が家庭ごみの収集のために業務委託を行っているわけですが、その業務委託について燃やすごみ、あと不燃ごみがあるわけです。不燃ごみにおきましてもプラスチック製品の収集、またペットボトル、缶・ビン類さらに金属その他類というような収集方法を毎週、または隔週行っているわけですが、この中で青色の指定ごみ袋である金属その他のごみについては1台体制で行っており、その他のごみについては2台体制で行っているという状況になっております。

この青色のごみ袋の収集につきまして、昨年度の後半から町としてはごみ処理の量をできるだけ少なくしていただくように啓発等は行っているわけですが、ごみ収集量が増加している傾向にありまして、そのごみの増加している状況を何とか1台では行ってきたわけですが、1台ではなかなか効率的なゴミの収集が確保できないという部分で今回青のごみ袋に

についても2台体制で行いたいという部分での増額であります。

なお、この業務委託の契約方法につきましては競争見積りの前に広報等で業務委託が可能な事業者の公募を行いまして、なおかつその公募があった業者からの業務委託料の見積もりをいただきながら、その業務委託料が適切かどうかを審査し、契約しているというものであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 学校給食費におけます工事請負費 165 万円の内容についてのご質問でありました。この工事請負費につきましては押切小学校の給食調理室、及びランチルームに係るものであります。

調理場とランチルームの境の部分に配膳棚があるわけなのですが、この配膳棚、シャッター式の扉になっているわけですが、これが老朽化等もありしっかりと閉まらなくなったという状況が発生しております。衛生面から考えましても虫等の混入が危惧されるわけでありますので、これを直さなければならないのですが、このシャッターに関する部品等がもうすでに製造されていないというようなことから、新たに引き戸形式に直すということで工事費を計上しているものであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今回分別で行っている木曜日、三川町の場合2週間に1回ですか、収集している青色袋の量が増えたということのようです。やはりこの生活状況等が変わってきているのではないかと。今金属類、いろんな回収施設に持っていくと鉄がキロ1円で、そういうことも影響をしていると思われまして、生活状況が鉄類を回収しに来て日中家に人がいないということの状況も変わってきているのではないかと。やはりその辺から今回の補正の根拠というか生活状況が変わったということもあろうと思います。今後もいろんな環境が変わって、知っているとおり、プラスチックのペットボトルは今施設に、回収業者に持っていても無料でありまして、でも無料で引き取ってくれているということもあります。だから今後こういう事業を予算立てする場合も、こういう生活状況・社会状況の変化も捉えた対応が今後必要かと思われまして、そういう対応策、もしあれば伺いたいと思います。

そして今、押切小学校の施設でありましたけれども、議会でも最後の方で押切小学校の大規模改修工事の予定がされております。やはり今ある三川町の小学校では押切小学校が、一番改築をして、一番古いという状況になっておりますので、こういういろんな状況が出てくると思われまして、やはりその辺はもっと点検して、工事等の計画に入れるというような方法もあろうかと思われまして、押切小学校だけでなく今後横山小学校等も出てくるかと思われまして今後の対応を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 今後のごみ減量化策についてであります。今年度におきまして、一般廃棄物処理基本計画の改定作業にあたっております。一般廃棄物処理基本計画は三川町廃棄物減量等推進審議会で審議していただく内容となっております。この審議会でご意見をいただきながら今後を見据えた一般廃棄物処理の計画を作っております。

たいというふうに思っております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 押切小学校大規模改修事業、今年度第3期ということで予算計上を行い、事業をする予定であります。押切小学校の大規模改修につきましては、全4期での予定をしておりました。4期の部分についてはランチルーム、調理室も含まれるわけであり、そこまで何とか持ちこたえられれば、そちらの大規模改修の中で含めて扉の部分も改修できたのですが、残念ながら早めに壊れてしまったというような状況であり、今回前倒して工事を行うものであります。

他の学校、横山小学校、東郷小学校、それから三川中学校等についてであります。こちらについても町の公共施設長寿命化の中で、それぞれの学校ごとに個別施設計画というものを立てております。目安としては各学校20年で大規模改修、40年でそういった大規模な見直しというような計画を立てているところであり、押切小学校の次に古い学校といえますと横山小学校でございます。横山小学校につきましても築後20年を目途に、こういった大規模改修を行う予定であるところではあります。如何せんこの施設の維持管理におきましては故障、修繕がいつ発生するのか分からないというようなところでもあります。この個別施設計画と合わせて適切な修繕なども行っていきたいというふうに対応を考えているところがあります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 本案に対します修正の動議を提出いたします。

○議長（小林茂吉議員） 賛成者はございますか。

（賛成の声あり）

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 （午後 1時55分）

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 （午後 2時10分）

議第33号に対しては7番 鈴木淳士議員から修正の動議が提出されました。職員に修正案を配布させます。

（書記配布）

○議長（小林茂吉議員） 修正案について提案理由の説明を求めます。

7番 鈴木淳士議員登壇願います。7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） ただいま上程されました議第33号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第5号）」に対する修正案について、その内容と提案理由を説明いたします。

内容につきましては、ただいま配布されました修正内容が明示されている資料をご覧ください。

2枚目が議第33号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第5号）」に対する修正案。

議第33号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第5号）」の一部を次のように修正する。

第1条中「1億6,622万6,000円」を「1億1,622万6,000円」に、「63億3,447万2,000

円」を「62億8,447万2,000円」に改める。

第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

以下数字のとおりであります。

なお、明細につきましては3枚目に記載してありますので、ご参照ください。

次に、提案理由を申し述べます。

新型コロナウイルス感染症という、これまでに経験したことのない事態による経営不振は十分理解できるところでありますが、これまで経験したことのない災難であるからこそ、町民各位からのご理解とご協力をいただくよう株式会社みかわ振興公社と町当局と議会が一緒になってより適切な方策を探るべき事態であると考え、このたび慎重に慎重な検討を重ねた結果、苦渋の決断を下したものであります。

今から32年前の昭和63年3月に三川トピア創造委員会という町民有志と役場職員による、いわゆるまちづくり委員会から三川トピア構想提言書が当時の原田二郎町長へ手渡されました。その中に田園リゾートいろり火の里構想という開発計画が明示されておりまして、その目的及び効果として昔ながらの竈や囲炉裏を囲んだ農村生活を家族単位で体験できるいろり火の里は共同作業同一体験等による親と子の触れ合いの機会を提供することになる。さらに温泉利用の他、町の特産品の活用を図ることにより、単なる文化観光施設にとどまらない地場産業と一体化した地域経済の活性化に寄与できるリゾート施設として整備内容を計画してみたことと明記されております。当時30名で構成されておりました三川トピア創造委員会のメンバーの思いはもちろんのことですが、長い間町民の皆さま方から親しまれてきたいろり火の里をこれからも存続させたいという思いは誰しも同じはずです。であるからこそ、今回の苦渋の決断に至ったものであり、ぜひとも町当局と株式会社みかわ振興公社の関係者に対し、再建のための真剣な取り組みをお願いするものであります。

今回の5,000万円が否決されると、来月にもいろり火の里が倒産する危険性があると由々しき事態の発言も耳にしておりましたが、このように切迫した事態まで手を拱いて見ていた人は誰なのでしょう。補正予算を減額修正した議会の責任であるという考え方は全くもって筋違いの話です。3月からキャンセルが始まっていたものであり、早期に臨時議会を要請するなど対策を検討する時間は十分確保できたはず。具体的経営戦略も提示されないまま、5,000万円もの予算を無条件で助成してくれという理論は果たして町民の皆さま方からご理解をいただけることなのでしょう。みんなが納得できるためには改めて臨時議会を招集していただき、予算審査特別委員を設置の上、株式会社みかわ振興公社関係者から参考人として出席していただき、具体的な経営戦略の提示、例えば今県外からの誘客や大勢の懇親会等の開催が見込めない状況でありますから、今こそ町民の皆さま方の利用をお願いする。そのために入浴券や宿泊券などを配布するための補助金であるならば少なくとも私は大賛成いたします。なぜならこうした町民福祉のための取り組みこそが、いろり火の里復活を合言葉に町民各位がみんなで田田に集まるきっかけとなり、まさに経営危機を乗り越えてのまちづくり施策となるはず。そのような取り組みを展開することが本当のまちづくり行政なのではないでしょうか。

まだまだ予断を許さない新型コロナウイルス対策を通じて、いろり火の里の将来を真剣に考える機会とするため、そして町民各位から改めていろり火の里に足を運んでいただくきっかけづくりのためにも議第33号「三川町一般会計補正予算（第5号）」の歳出、いろり火の里推進事業の5,000万円を全額削除し、合わせて歳入についても同額を減額し、歳入歳出補正総額1億6,622万6,000円を1億1,622万6,000円に改める修正案を提案いたします。議員諸兄からの賛同をお願いし、説明いたします。

○議 長（小林茂吉議員） これから修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。これから討論を行います。討論はありませんか。

○議 長（小林茂吉議員） まず初めに、原案に賛成者の発言を許します。
（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。
（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 次に、原案賛成者の発言を許します。
（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 次に、修正案賛成者の発言を許します。9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） ただいま上程されました議第33号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第5号）」の修正案に対し、賛成の立場で討論をいたします。先程からの質疑において、7款商工費のいろり火の里推進事業における5,000万円の補正に対し、いくつかの疑義が生じております。

1点目として三川町地域交流拠点施設経営基盤強化緊急対策支援事業の内容であります。要綱、規定、規則等定まっていな中で何を基準にどのような場合、どれほどの助成金を交付するのか、金額、回数、限度額など全く不明確であります。今回の助成額についても、根拠のない想定のもと算出されたものであり、また経費削減の意識も感じられません。

2点目として町からの資金注入ありきという株式会社みかわ振興公社の経営姿勢であります。他の民間事業者が国や県の支援策のもと知恵を振り絞って経営の立て直しに奮闘努力している姿とあまりにもかけ離れている感があります。自らの力で経営再建する気概を示すべきです。

3点目に株式会社みかわ振興公社における今後の新たな経営改革、経営戦略が何も示されていないことでもあります。今回の新型コロナウイルス感染症の影響は全世界に及んでおり、経済不況は長く、また深刻な状況になることは容易に予測できます。みかわ振興公社の経営について、単なる一過性の対策ではなく抜本的な意識改革と構造改革が必要であります。また、町としてもいろり火の里の施設を今後どのように運営していくのか、再検討することが必要と考えます。

以上のように、多くの疑義が生じており、このような状況の中で拙速な赤字補てんは実施すべきでないという観点から修正案に賛成するものです。議員諸兄の賛同をお願いし、討論

といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 他に討論はありますか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、表決を行います。なお、表決は起立採決といたしますが、起立しない場合は否とみなしますのでご留意願います。

○議 長（小林茂吉議員） それでは、議第33号「令和2年度三川町一般会計予算（第5号）」に対する修正案について、賛成の議員の起立を求めます。

（起立 4 名 不起立 5 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立少数であります。したがって、議第33号に対する修正案を否決すべきものと決定しました。

○議 長（小林茂吉議員） 次に議第33号「令和2年度三川町一般会計予算（第5号）」の件は原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 7 名 不起立 2 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立多数であります。したがって議第33号は原案を可決すべきものと決定しました。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって散会とします。

（午後 2時25分）

令和2年第2回三川町議会定例会会議録

1. 令和2年6月11日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	黒田浩総務課長
高橋誠一企画調整課長	加藤善幸町民課長兼 会計管理者兼会計課長
中條一之健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	須藤輝一産業振興課長併 農業委員会事務局長
丸山誠司建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長兼 子育て交流施設整備主幹兼 保育園主幹併 農村環境改善センター所長
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋藤仁志 議会事務局長	佐藤真子 書記	渡部貴裕 書記
奥井陸生 書記		

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 3 日 6月11日(木) 午前9時30分開議

 日程第 1 一般質問 5名

○ 散 会

○議長（小林茂吉議員） おようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は6名の議員から通告がありましたので、通告順に行います。

なお、一般質問は、申し合わせのとおり答弁時間も含めて、質問者1人につき30分以内とします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者も答弁者も明快、簡潔にその要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、1番 鈴木重行議員、登壇願います。1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員）

- | | |
|-------------------------------|--|
| <p>1. 新型コロナウイルスの影響と対策について</p> | <p>1. 感染が拡大する中、民生委員は人との接触を少なくするため訪問ができず、振り込み詐欺防止のため電話にでない高齢者の方々の不安や困りごと、状況把握ができなかったと聞きましたが、対応の仕方について考えを伺います。</p> <p>2. 臨時休校の措置が取られた小・中学校では授業日数が減少しています。学習の遅れについての所見と、その対策についての計画を伺います。また、再開された学校での感染防止対策の取り組みについて伺います。</p> <p>3. 休校期間中の児童生徒に対して行ってきた指導、健康調査について伺います。</p> <p>4. 収入が著しく減少した世帯からは、住民税や固定資産税の減免を求める声があります。税に対する救済措置について考えを伺います。</p> <p>5. 新型コロナウイルス対策では緊急的な支援と継続的な支援が求められています。各自治体が実情に合わせた支援策を検討実施していますが、本町における今後の対応について見解を伺います。</p> |
|-------------------------------|--|

令和2年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

新型コロナウイルスの影響と対策についてお聞きします。

1、感染が拡大する中、民生委員は人との接触を少なくするため訪問ができず、振り込み詐欺防止のため電話にでない高齢者の方々の不安や困りごと、状況把握ができなかったと聞

きましたが、対応の仕方について考えを伺います。

2、臨時休校の措置が取られた小・中学校では授業日数が減少しています。学習の遅れについての所見と、その対策についての計画を伺います。また、再開された学校での感染防止対策の取り組みについて伺います。

3、休校期間中の児童生徒に対して行ってきた指導、健康調査について伺います。

4、収入が著しく減少した世帯からは、住民税や固定資産税の減免を求める声があります。税に対する救済措置について考えを伺います。

5、新型コロナウイルス対策では緊急的な支援と継続的な支援が求められています。各自治体が実情に合わせた支援策を検討実施していますが、本町における今後の対応について見解を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員にご答弁申し上げます。

なお、2点目と3点目のご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

新型コロナウイルスの影響と対策について、1点目の感染が拡大する中での民生児童委員の訪問対応と状況把握に関するご質問ですが、戦後最大の国難と言われる新型コロナウイルス感染症の拡大については、先月25日に「緊急事態宣言」が全面解除されたものの、一部地域によっては感染の第2波が発生するなど、予断を許さない状況にあります。

このような中、民生委員・児童委員の活動に対しましては、「新型コロナウイルス感染防止に向けた民生委員・児童委員、並びに民児協の対応」にかかる指針が全国民生委員・児童委員連合会より発出されております。その内容については、当面の間、感染予防を優先し、無理のない範囲での活動を行うこと、また、訪問・相談活動についても、必要性に鑑み、対面でなければならない場合を除き、電話などでの活動をするようにというものであります。

しかしながら、民生委員・児童委員の活動は、地域にとって欠かすことのできない活動であることから、一律に活動を規制するのではなく、無理のない範囲での活動に務めるようにということも示されているところであります。

本町の民生委員・児童委員の活動につきましても、前述の指針に沿い、感染予防と拡大防止を最優先にしながらも、必要に応じて訪問を行うなど、その状況に応じて対応することが重要なことと認識いたしているところであります。

次に、4点目の住民税等の減免による救済措置に関するご質問ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したため納税が困難となった納税者に対しましては、町税、及び国民健康保険税の徴収猶予を行っているところであります。本制度は、納税者の申請により本来の納期限から1年間納税を猶予できる制度であり、現在、町民の方々に対し広報や町ホームページ等により周知を図っているところであります。

また、国においては、令和2年4月30日に新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋や償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例、及び寄附金税額控除の特例などを含む改正法が公布されたところであります。

本町におきましては、今後とも収入の減少した納税者等の救済に努めるとともに、新たな

地方税法の改正など、国における施策の推移を見守り適切に対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、5点目の新型コロナウイルス対策における今後の対応に関するご質問であります。先に示されております国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、さらには県の対応方針を踏まえ、本町の実情に沿った効果的な支援策を講じていく必要があると考えております。

具体的には、町内における雇用状況や事業者の経営状況等について実態の把握に努め、ニーズに応じた支援策を検討してまいります。

また、各支援策の実施にあたりましては、国、県、関係機関等とも連携を図りながら、迅速で的確な感染拡大防止策、及び経済・雇用対策を推進し、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を目指してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 鈴木重行議員にご答弁申し上げます。

2点目の学習の遅れに対する対応と学校再開後の感染防止対策に関するご質問ですが、まず初めに、授業日数等の減少状況を申し上げます。

令和元年度の臨時休校期間は、小学校におきましては3月2日から3月19日まで、中学校におきましては3月2日から3月14日までとなっておりますが、この間の授業日数につきましては、小学校で14日の減、中学校で11日の減となっております。しかしながら、各学校とも2月末までの間に、ほとんどの学年において各教科の単元の大部分を終えており、3月は復習等を行う予定であったことから、未履修として残っている単元は少なく、学校再開後の対応で既に指導を終えているものと認識しております。特に小学6年生と中学3年生につきましては、未履修単元はなかったと学校から報告を受けているところであります。

令和2年度の状況につきましては、5月11日の学校再開までの間、臨時休校に伴う授業日数が小学校で20日の減、中学校で19日の減となっておりますが、年間の授業日数、及び授業時数を確保するための方策として、夏休み期間の短縮や学校行事の見直し、週ごとの時間割の変更など、各校で教育課程の組み直しを行い対応しているところであります。

これらの対応により年間授業日数については、横山小学校と東郷小学校では当初計画より8日間少ない200日、押切小学校では11日間少ない197日、三川中学校では7日間少ない194日の見込みとなっておりますが、年間授業時数につきましては当初計画と比べて2ないし4%程度少なくなるものの、文部科学省が定める標準授業時数を上回る時間を確保できる見込みとなっております。

次に、学校再開後の感染防止対策につきましては、県の「学校再開のガイドライン」に従って、学校独自のガイドラインを作成しながら取り組んでいるところであります。具体的な例といたしましては、児童生徒、教職員の毎日の検温実施やマスク着用での授業、こまめな手洗いや教室のドア・教具等の消毒対応、密を避けるための学習機の配置や教室変更、給食時に対面での食事を避ける取り組みなどを行っているところであります。

次に3点目の、休校期間中の児童生徒に対する指導、健康調査に関するご質問であります。まず、学習指導面におきましては、前年度の復習と新教科書での予習として紙媒体での課題を出しているところでもあります。特に小学校の新1年生に対しましては、各校の1年担任がどのような内容が適切かを協議しながら対応したところでもあります。

休校中の児童生徒の健康調査につきましては、学校からの電話連絡の他、町の統一様式として健康と生活習慣を整えるためのチェックシートを児童生徒に配布し、各家庭の協力を得ながら体調管理と生活リズムの乱れを防ぐ取り組みを行ってきたところでもあります。

以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 1 番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 大変詳しく答弁いただきました。時間も限られておりますので、項目を絞った再質問とさせていただきたいと思っております。また、緊急事態宣言が解除されて以来、様々町民の声をお聞きしておりますので、ぜひこれまで取ってこられた対策について検証いただければと思います。

高齢者の対応でありました。感染が拡大する中、外出の自粛、また人との接触といったものが制限された中で、独居老人、また高齢者世帯の方々には不安や困りごとの相談ができなかったといった声、また自分に感染の症状が出たらどこに相談すればよいかといった不安に感じられたというような声がありました。広報やホームページで様々な周知等が行われたのは承知しておりますけれども、情報弱者とされる高齢者の方々には十分に届いていなかった部分もあったようでもあります。感染すれば重篤化するとされる高齢者への対応は十分であったか、これから検証していただきたいと思います。

学校での対策であります。3月から休校措置が取られまして児童生徒がかけがえのない時間を犠牲にしながら感染防止策に努めてこられたのかなと思います。令和2年分の失われた時間分を補うために夏休みの短縮、また時間割の見直し、それから学校行事の見直しというような答弁がありました。保護者の中からは授業時間を確保するあまりに子どもたちの発達にとって必要な学校行事は安易に中止せず、特に最上級生といったリーダー的な役割を持つ児童生徒には貴重な時間となろうと思われまますので、そういった機会を持ちながら学校行事を感染防止の対策を取りながら実施できるよう工夫いただきたいと思いますという声がありました。

また、夏場の授業を行うということで、感染症対策と熱中症対策の両立など、夏場の学校運営にも課題が多くあると思います。児童生徒にとって有意義な学校生活となるよう計画や指導の徹底をお願いしたいと思います。

今後の取り組みについて若干質問させていただきます。

住民税、また固定資産税の猶予を設けるというような答弁がありました。新型コロナウイルスについては広報やホームページにおいて各課で対応したり、県の窓口を紹介しているのを見かけます。それでも町民の方からはどこに問い合わせればいいか分からないといった声もありました。減収した世帯等のプライバシーを守りながら、町民や事業者の不安や心配ごとにワンストップで対応する新型コロナウイルス対応専門の相談窓口を庁舎内に開設すべきと考えますが、そういった考えはないか伺いたしたいと思います。

- 議長（小林茂吉議員） 質問者に申し上げます。健康福祉課の質問は答弁いたしますか。
- 1番（鈴木重行議員） 結構です。
- 議長（小林茂吉議員） 加藤町民課長。
- 説明員（加藤善幸町民課長） 住民税、それから固定資産税等の相談の窓口というご質問でございました。住民税、それから固定資産税等、住民等が困っていらっしゃる方、役場の方に相談をしたいという方がいらっしゃった場合、まずは役場の窓口、役場の庁舎の方にお越しただいてお声がけをしていただきたいと思いますと思っております。その際に、役場の職員、窓口の職員を含め、職員の方が関係部署の方に連絡をしまして適切な対応に繋がっていきたいと思っております。以上です。
- 議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。
- 1番（鈴木重行議員） 総合窓口の設置についてお伺いしたいのですが、税を含めた、また福祉を含めたすべての相談に対応する一つの窓口を設置して、総合窓口として設置すべきではないかといったことをお伺いしたかったのでありますが、いま一度答弁をお願いできればと思います。
- 議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。
- 説明員（黒田 浩総務課長） 総合窓口の設置についてのご質問でありましたけれども、この点に関しましては、本町といたしましては、日々変わる対応の中で、それぞれの部署で専門性を問われるやはり対応が必要だと認識しております。特に生活支援、子育て支援、それから商店振興、事業者支援といった各種支援策、それに加えて相談窓口等もそれぞれの部署等で設置している状況でございます。そういったことで本町といたしましては、6月1日に全戸配布という形で今言ったような各種支援等の施策を分かりやすい形で、どこに電話、相談したらいいのかといったものを配布したところでございます。こういったことで、電話等であれば直接の担当窓口でも結構ですし、代表電話からまたそれぞれの部署にご案内することもできますので、どうしても個別の対応となりますと、それぞれの専門性が問われるということで、現在のところはこういった形で対応してまいりたいと考えております。
- 議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。
- 1番（鈴木重行議員） やはり庁舎、こういった事態でありますので、横断的な対応ができるような一つの窓口を設けて、そこに連絡をするとすべての問題が解決するような体制を取るべきだと思います。また、様々な支援策が出ているわけですがけれども、該当するのかわからないのかといった不明なところがあるというような声も聞かれますので、各課を回されるのではなく、一つの窓口で対応できるような体制といったものを検討いただければと思います。
- 感染拡大によりまして、国や県から様々な政策が出されております。けれども十分な対策とは思えません。経済的な影響はこれから本格的に現れると言われております。国や県に頼るだけではなく、町としてできる限りの対策が取れるよう計画するべきだと思います。
- そこでですが、ふるさと応援寄附金を活用しました町独自の支援策を設けてはいかかと思っております。返礼品には新型コロナウイルスにより深刻な影響を受けております町内の事業者、または生産者によります農産物や特産品、また宿泊券、入浴券、食事券等パッケージにしま

して、寄附をいただいたものに関しては感染症の拡大防止や感染症により影響を受けている方々の支援に活用する制度を設けてはいかがかと考えますけれども、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問にありましたふるさと応援寄附金の新型コロナウイルス感染症の経済対策等に対する使用ということでのご質問でございました。現時点では国・県、あるいは様々な助成制度がございますので、そちらの制度を活用しながら支援策については対応してまいりたいというふうに考えてございます。

それと、ご質問の中にもございましたが、ふるさと応援寄附金の中に町内業者、あるいは関連業者の様々な支援品、こちらを組み込んで支援できないかというご質問ございましたが、そちらの方につきましては、宿泊券というのは以前も対応してございましたが、宿泊券自体、現在の状況ですと、遠くの方からの移動の関係もございまして、直接的にできるかどうかというのは今後検討してまいりたいと考えますが、町内業者、あるいは町内の生産者の支援という部分につきましては、ふるさと応援寄附金の方に今後も組み込みながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 県をまたいだ移動というものが制限されている中で、なかなか旅行者、または県外者相手の対策といったものは難しいのかもしれませんが、有効期限を長くにとって、できるだけ多くの方にまたお越しいただけるような、またいろり火の里等、利用率が上がるような策として提案させていただきました。

感染拡大を受けまして、国内経済が大きく減退したことによりまして生活環境、また社会環境が変化し、生活困窮、事業継続の危機等が顕著となり、対策として支援策が打ち出されております。すべての住民の皆さまに各種支援制度を理解していただき、確実に活用していただくよう、周知を徹底していただくとともに、懸念されております感染拡大の第2波に、あらゆる面での準備を整えていただきまして、生活・事業の安定が図られるようお願いしまして、質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、1番 鈴木重行議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 次に、4番 佐久間千佳議員、登壇願います。4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員）

1. 新型コロナウイルス感染症拡大時における学校や役場等の公共機関の機能維持について

1. 新型コロナウイルス感染症の第2次感染拡大が懸念される中、学校教育の遠隔学習体制を早期に構築すべきと考えます。感染拡大時における学校教育の対応と遠隔学習体制構築について所見を伺います。

2. 第2次感染拡大時における役場機能の維持について、リ

モートワークや公共施設を利用し課の配置を分散させる等の感染拡大防止策が必要と考えます。役場の機能維持についての対策を伺います。

令和2年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問をいたします。

新型コロナウイルス感染拡大時における学校や役場等の公共機関の機能維持について。

新型コロナウイルス感染症の第2次感染拡大が懸念される中、学校教育の遠隔学習体制を早期に構築すべきと考えます。感染拡大時における学校教育の対応と遠隔学習体制構築について所見を伺います。

第2次感染拡大時における役場機能の維持について、リモートワークや公共施設を利用し、課の配置を分散させる等の感染拡大防止策が必要と考えます。役場の機能維持についての対策を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員にご答弁申し上げます。

なお、1点目の学校教育に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

2点目の新型コロナウイルス感染拡大時における役場機能の維持に関するご質問ですが、行政サービスは、社会の安定のために欠かせないものであり、その機能維持は大変重要であると認識いたしております。

役場が提供する行政サービスにつきましても、その機能を維持するための対策が求められており、行政の機能を保ちつつ、役場内での感染を防止するための取り組みとして、リモートワーク等による分散勤務も有効な手段の一つと言われております。

しかし、本町を含め、小規模自治体においては、住民と直接やりとりする窓口業務に多くの職員が従事している状況であり、さらには、多くの事務が個人情報扱うことから、情報セキュリティ上の課題もあり、現時点においては、在宅でのリモートワークの実施は困難であると考えているところであります。また、役場以外の公共施設を利用した分散勤務につきましても、同様に情報セキュリティの観点や通信環境の整備コストなど多くの課題があるものと認識しております。

このようなことから、本町においては、感染リスクの軽減を図るため、庁舎内における衛生管理の徹底のほか、接触する機会を減らすための各種申請書類等の郵送方式への切り替えなど、事務処理方法の見直しも行っているところであります。

さらには、万が一、職員が感染、あるいは濃厚接触者となった場合に備えて、最低限の行政サービスの維持を図るため、各課の業務のうち「継続的に実施しなければならない業務」を事前に洗い出し、課内または複数課による相互応援体制を構築し、対応していくこととしているところであります。今後とも、庁舎内における連携を図りながら、感染拡大時における役場機能の維持に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 佐久間千佳議員にご答弁申し上げます。

1点目の感染拡大時の学校教育の対応と遠隔学習体制構築に関するご質問ですが、まず初めに、今後県内において感染拡大が起きた場合につきましては、子どもたちの命を守ることを第一に考え、休校措置を取らざるを得ない状況になるものと捉えております。さらには、町内の学校関係において感染者が発生した場合等を想定して、その際の対応マニュアルを作成しており、このマニュアルに沿った学校対応を行ってまいります。

仮に、感染拡大により再び休校措置が取られた場合にあっても、子どもたちの「学びの保障」に繋がる取り組みは行っていかなければならないものと考えております。具体的には、文部科学省通知の臨時休業ガイドラインに示されているように、地域の感染状況や学校、児童生徒の状況も踏まえた上で、家庭学習を指示する他、学習状況の把握や登校日の設定、電話連絡等の実施などを組み合わせながら、様々な工夫を加えて、子どもたちの学習を支援するための措置を講じることとしております。

また、その学習支援の一つの手法として、遠隔学習が挙げられるところではありますが、現時点におきまして、町内の学校における遠隔学習体制の環境は整っていない状況であります。こうした中、国においてはGIGAスクール構想に基づき、学校における1人1台パソコンの整備を補助事業により推進しているところであります。

町といたしましても、令和元年度からの繰越明許事業として学校内の情報通信ネットワーク整備を行うとともに、引き続き、1人1台のパソコン導入につきましては、本議会定例会において可決いただきました補正予算のとおり、今年度に前倒しして整備を図ってまいりたいと考えております。なお、運用面におきましては諸課題の克服に努めながら、遠隔学習の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 学校再開が5月11日からということで、まず新型コロナウイルス対策として教育現場においては、先程も答弁ありましたとおり教室の除菌等、様々な感染拡大防止対策、こちらを確実に行っていただいて、安心して学校に通える状況を確保していただいているということにまずもって感謝したいというふうに思います。

再開から1ヵ月近く経つわけではありますが、2ヵ月以上続いた自粛では、子どもたちの成長と学習のみならず、やはり心にも大きな影響を及ぼしたと考えられます。自粛期間中は外で友達と遊ぶことはおろか、友達と会うこともできず、家庭内などのごく狭いコミュニティの中で数ヶ月過ごし、人との関わり方がやはり消極的にならざるを得ない状況であったと思います。今、通学できていることに感謝すると同時に、自粛期間中に感じたものを忘れることなく教訓にすべきと思います。

学校に通えず、友達や先生とも会うことができない、あの状況を少しでも、やはり今後想定される第2波においても改善されるというのが、今答弁ありましたGIGAスクール構想にお

いてのタブレットパソコン、こちらを使ったオンライン授業ではないかということだと思います。オンラインでの先生やクラスメイトとのコミュニケーション、先程の答弁では家庭内での使用は想定していないというふうに思いますけれども、第2波において対応マニュアルを作成しているということでありましたが、その中にも家庭学習の支援ということで答弁しておられました。電話連絡であったり、そういったことをマニュアル化しているということではありますが、それはすでに、約2ヵ月続いた自粛期間中に行ったことだと、すでに行ったことをマニュアル化しているのではないかなというふうに聞いて思ったわけでありませけれども、やはりこれからはタブレット等を使ったオンラインでのやり取り、授業を進めるべきではないかなというふうに思います。

第2波において自粛要請が発せられた際の学習や教育機関の機能維持、どのように捉えているのかももう一度、このマニュアルを検討した際も踏まえてもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ただいまご質問ありました休校措置対応のマニュアルについてであります。このマニュアルの内容につきましてはご質問にあるオンラインなり遠隔授業、そういった部分の内容ではありません。新型コロナウイルスの感染者が出た場合を想定し、どのようなときにどのように学校での対応をするのかというような内容までにとどまっているものであります。そこから先の授業という部分については、その状況を見ながら対応しなければならないものというふうに認識しているところであります。

ご質問がありましたように、いわゆるオンライン授業という部分に関しましては、答弁の中にもありましたように、三川町ではすぐできるような状況にはなっておりません。ですから、今年度内に1人1台パソコンの整備を進めていきたいという考えは持っているものの、その前に新型コロナウイルスの第2波、または第3波というものが発生した場合には、そのオンライン授業ではなく、別の対応を取らなければならないだろうというふうには考えております。

その手段としては、今回の約2ヵ月にわたる休業中の対応をベースとし、分散登校なりそういったことを考えていかなければならないだろうなど、そのような取り組みをしていこうと考えているところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 第2波、第3波の対応としては分散登校等を考えているということでありました。タブレットを整備するのであれば、タブレットを使って学校、クラスメイトとコミュニケーションが取れるような対応をしておかないと、あの2ヵ月間のことが教訓とされないというふうに思います。クラスメイトとも話ができない、先生とも連絡が取れない、電話連絡だけではやはり子どもの様子というのが分からないと思います。先程の対応においては教育長の答弁においては、学びの保証もしていくということでありました。学びの保証というのはやはりタブレットを使った授業を粛々と進めるということに繋がるのではないのでしょうか。日を分けての登校であったり、そういうことが可能かどうか第2波におい

ては分かりません。ですので、家庭でできるオンライン授業を進めるべきと思います。

下地というものが全くない状態で作るわけでありますので、他の自治体の情報等を少し調べてみますと、教育委員会が率先して授業の動画を作るであったり、そういう取り組みをしているところがだんだん出てきているということでありました。第2波に備えた今からの対応、そういうものが必要ではないかと思います。学習の保証という部分で考えますと、ペーパーでの学習ということはかなり限界があるのではないかと思います。家庭でオンライン授業ができるような下地を作ること、遠隔授業の構築について前向きにやはり検討すべきではないかと思います。

その際に、やはり問題になってくるというのが、家庭の通信環境の問題であります。補正予算の際にも質問がありましたけれども、小中学生の中で95%の回答だったということで、家庭のインターネット環境があるかないかということでありました。小学校においては84%中学校においては90%がまずインターネット環境があるということでありました。令和2年度の生徒数、概算で当てはめてみますと、95%の回答ということで少し差異はありますが、小学校で316人程度、マイナス80名なのかなと。80名の方が通信環境がないのかなというふうに数字だけを見ると捉えられます。ただ、兄弟であったり、そういったところもあるので、もう少し情報を精査しないとイケないと思いますが、中学校であれば176人ということでマイナス29人程度の生徒が家庭にインターネット環境がないというふうに思います。

やはりインターネット環境というものを町として子育て支援の一環として、オンライン授業を進める上で同時に整備に補助をするべきではないかなと思います。まずは第2波に備えたオンライン授業の整備を前向きに進めていっていただきたいと思います。

この新型コロナウイルスの状況において教員の役割というものが大きく変わってきていると世の中でも言われております。知識を教えるだけであればパソコンやAIでもう十分ではないかというような見解を示されている方もいます。これからの教員というものが課題解決型学習の運営であったり、子どもの思考を高度化するような、本質的な問を立てる力というものが教員に必要になってくると思います。その辺のオンライン授業の進め方と同時に教員のスキルアップといえますか、指導者から支援者に徐々に教員が変わってくるのではないかとされておりましてけれども、そういった世の中の変化に対する教員の対応というものを今後どのように捉えていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） まず新型コロナウイルスを想定した場合のオンライン授業、これについては町としても早急に対応していかなければならない課題だというふうには認識しておりますので、今後国の方でもオンライン授業に関する補助制度なども持っておりますので、それらを活用しながら順次整備を進めていきたいと、なるべく早めの対応をしていきたいというふうには考えております。

それから、そういったオンライン授業なり今後の教育のあり方に関わる教師の役割というようなご質問でありました。ご質問の中にもありましたが、学習するだけなら他の方法もあ

るといふようなことであります。しかしながら、学校での学びという部分は児童生徒に教科の学習を教えるだけのみならず、その学校内での児童生徒同士の関わりですとか、先生との関わり、それから各種の学校行事などを通して、子どもたちが成長していくものであるといふふうに認識しているところであります。

ですから、オンラインの授業のみでは、ある程度の学力は付く、保証できるかもしれませんが、子どもたちの人間性としての成長はどこまで成長するのか疑問な点が残るところでありますので、町としましてはオンライン授業は手段の一つではあるものの、子どもたちを成長させていくためには、やはり対面での授業、学習というものが大切であるといふふうに認識しており、緊急事態になった場合でもやはり分散登校なりは必要であるといふふうには認識しております。そういった中で、仮にオンライン授業を進める上で先生方がこういったICT機器、こういったものの操作がまだ不慣れな状況があります。そういった部分ではこういった能力は今後必要であるとは思いますが、これまで先生方が行ってきた対面授業での指導のあり方というのは今後も変わらないものといふふうに考えております。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 先程来分散登校というところを強く強調されているようであります。分散登校もままならないような状況だったのが新型コロナウイルスの状況だったといふふうに思います。やはり教育委員会が音頭を取ってオンライン授業を進めるべきではないかと思ひます。教育委員会は音頭を取る気があるのかないのか。授業を補助するという意味ではなく、その授業を記録して、第2波、第3波に使えるような資料をとどめておくといふようなことが必要だと思ひます。教育委員会としてその気概があるかどうかお伺ひしたいと思ひます。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） まず国の方が現在進めようとしておりますGIGAスクール構想、1人1台パソコンという部分につきましては、学校の授業の中でこういった情報機器を使いながら子どもたちが学びやすく、学力向上を目指していくための手段としての政策であります。今議員がおっしゃっているオンライン授業という部分につきましては、この政策の中のさらに活用する手段の一つであります。新型コロナウイルスのような緊急事態の部分では、確かにこういったオンライン授業というのは有効な手段の一つにはなろうかと思ひますが、平常時の授業の中においてオンラインといふのはあまり想定されない部分があるかと思ひます。

今ご質問の中ではそういった非常事態で教育委員会がオンラインでの授業を進めていく気概があるかといふようなご質問でありましたが、先程の答弁の中にもありましたように、子どもたちの学びを保証する取り組みは行っていかなければならないといふふうに考えておりますので、このオンライン授業のやり方もいろいろあります。一方的に指導の動画を見るというやり方もあれば、双方向で児童生徒と教師がパソコンを通して話し合いながら進めるやり方もあります。それらいろいろ組み合わせをしながら非常事態のときは対応していかなければならない。さらには分散登校も行いながらといふふうには考えておりますので、様々

組み合わせながら対応は行っていくということは考えているところであります。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 平時にはほとんど使わないであろうというような答弁でありましたけれども、これからの教科書においてはQRコード等が記載されている教科書が増えてくるということであります。QRコードをカメラにかざして、そのリンク先に動画があり、英会話がネイティブに聞こえるというような教科書に変わってきているということでありますので、ぜひタブレットというものは学校内のみならず、家庭学習にも相当幅広く使えるようになるのではないかと思います。その際やはり通信環境であったり、あとはオンデマンドの授業を見るであったり、そういった環境が必要であると思いますので、ぜひ第2波に備えて、前向きに検討していただきたいというふうに思います。何よりも先生や友達と顔を合わせるが一番ですけれども、画面越しにでも会話ができるということがどれだけの保護者が望んだかということをお伝えしておきたいと思います。

続いて、役場機能の維持についてでありますけれども、町長答弁の中においてはやはりネックとなるのが個人情報、また通信設備ということであります。個人情報に関しましては、今銀行でもリモートワーク、テレワークができるほど強固なセキュリティがあるということであります。行内のイントラネットであっても強固なセキュリティにおいて個人情報を守ることができるということでありますので、自治体においてもセキュリティの面では今対応しているものがあるというふうに感じております。

もう1点、通信環境の整備でありますけれども、総務省においてリモートワークとテレワークは一緒ですけれども、テレワークの導入を検討している自治体の相談に乗る専門家を増員するなど、パソコンやタブレットの購入などの導入に必要な経費を財政支援するというような情報もあります。そういった情報も調べながら、ぜひ役場機能維持というのは町民がやはり一番不安に思うことだったと思います。やはり不特定多数の人が出入りするということで、もし役場が感染地になってしまうとどうなるんだろうという不安もかなり聞こえてきました。ですので、課を分散して業務を続けるべきではないかなというふうな提案であります。

そういった自治体のテレワークに関しての補助があるというような情報が当局の方であるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） テレワークの導入の推進につきましては、国の方でもこの感染拡大に限らず職員の多用な働き方を実現するための働き方改革の一環としても国の方では捉えておりまして、そういったテレワーク等の推進についても国の方では進めていくべきということで、そういった整備する場合の補助等、支援についてもあると承知しております。

○議 長（小林茂吉議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 小規模の自治体においてなかなか窓口対応が多いことでテレワークが難しいということは十分庁舎内を見ても分かりますけれども、やはり働き方改革も含めできることから進めていくべきではないかなと思います。先程町長答弁にありました業

務の洗い出しにおいて、必ず継続しなければならないような事業を洗い出ししているということでありました。何項目ぐらいあるのか、と同時にやはりテレワークできる項目を洗い出すべきではないかなと思いますけれども、その辺の対応をどのようにされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） この新型コロナウイルス感染症対策に係る業務継続の必要性があるものについては、4月の早い段階で各課からそれぞれ洗い出し作業を行っていただいたところであります。この発送のもとになっているのは地震、あるいは様々な災害等と言われておりますBCP計画、業務継続計画といったものがありますけれども、その新型コロナウイルス版といえますか、そういったことで仮に庁舎の一部機能が停止しても、これだけはどうしても継続しなければいけない業務といったものを洗い出したところがございます。各課の方でそれぞれ洗い出し作業を厳選して行っていただきました。例えば町民課におきましては住民係で届け出の受付や証明書の発行業務、これは税務係も証明書等の発行がございますし、こういったことで、あくまでもそれぞれの課で最低限の業務ということで洗い出し作業を行ったところですが、したがって本町の場合少人数での係体制となっておりますけれども、その係が、もし全職員が仮に登庁できなくなった場合に備えて、その係を別の係が課内で支援するといった体制を各課で確認したところがございます。

具体的な業務については、各課で本当に厳選して、そんなに多くないといえますか、その期間だけに限った業務ということで、洗い出し作業を行っていただいたところがございます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時26分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前10時45分)

次に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員）

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 住みやすいまちづくりに
ついて | 1. 社会情勢の変化や課題に的確に対応すべきですが、「第3次三川町総合計画」及び新たな「第4次三川町総合計画」への対応の考えは。 |
| | 2. 今後、従来とは違う生活スタイルになると思われるが、地域での人の繋がり、社会活動への影響についての考えは。 |
| | 3. 今後の社会教育の推進の考えは。 |

令和2年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。
住みやすいまちづくりについてであります。

初めに、社会情勢の変化や課題に的確に対応すべきですが、「第3次三川町総合計画」及び新たな「第4次三川町総合計画」への対応の考えは。

次に、今後、従来とは違う生活スタイルになると思われるが、地域での人の繋がり、社会活動への影響についての考えは。

最後に、今後の社会教育の推進の考えは。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

なお、3点目の今後の社会教育の推進に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

住みやすいまちづくりについて、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

総合計画につきましては、ご質問にありましたとおり社会情勢の変化、多様化する住民ニーズを踏まえ、様々な課題に的確に対応するため、計画の策定にあたっては、住民の方々の参画をいただきながら進められるべきものであり、さらに、その計画は、行政だけではなく、住民や事業者の方々からも町の将来目標や施策について共有し、行動していただくための基本的な指針となるものであります。

現在、町民の皆さまからは、新型コロナウイルス感染症予防としての「新しい生活様式」に基づく行動にご理解とご協力をいただいているところでありますが、今後は感染症の状況に応じ、町が適切な対策を講じることで、段階的に、従来の日常を取り戻してゆくことができるものと見込んでおります。

また、社会経済活動が制限される状況下ではありますが、住民の地域活動においては、活動に対する互いの共通理解が重要であり、そのためには、基本的には、会って話す、集まって話し合うというコミュニケーションの手法は欠かせないものであります。

町といたしましては、個人や団体等の活動が停滞したり、委縮したりしないよう促すことで、地域での人の繋がりが希薄化しないように取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

3点目の今後の社会教育の推進に関するご質問ですが、新型コロナウイルスの影響により、緊急事態宣言が発令されて以降、県内でも日常生活はもちろん、経済活動全般にわたり自粛が要請されてきたところであります。これに伴い、町内の公共施設の利用が中止されたため、スポーツや芸術文化活動、公民館事業など社会教育全般にわたる活動もすべて停止されてきた状況であります。

現在は、5月下旬の緊急事態宣言の解除により日常生活が戻りつつあり、社会教育活動も徐々に再開されてきているところであります。今後は、引き続き新型コロナウイルス感染症予防対策を取りながら、町主催の各種社会教育事業を実施してまいりたいと考えております。

また、町民待望の子育て交流施設「テオトル」が間もなくオープンする予定であり、この施設を拠点に、町民の皆様の自主的な社会教育活動につきましても、以前のように活発に行われるよう推進してまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 再質問いたします。

まず第3次総合計画等にもあるとおり交流人口の拡大ということで、今までいろんなことで実施、計画してきたわけでありまして、その拠点となるいろり火の里周辺の交流人口ということでいろいろなイベント等を行ってきたわけでありまして、それが今年の場合は実現してなく、いろんなことに影響があります。特に観光協会等の活動には大きな影響があります。

それで、時間の関係がありますけれども3点ほど伺います。観光協会等への活動支援の方法と、そして昨年開催されましたじろで庄内の開催予定と支援はどうなっているのかと、あと、望郷みかわ会の活動支援、当然こちらから行くことは叶わないと思いますけれども、この三川町を思ってくれる三川町出身者の会の活動支援の方法はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは、3点ほどご質問ございました。

まず観光協会への支援ということでございます。議員からもお話ございましたが、今年につきましては、当初観光協会と一緒に開催予定をしておりました様々なイベントにつきまして実施できないという状況でございます。特に5月の菜の花まつりは開催できないという状況でございました。本来であれば菜の花まつり等でのご質問ございました交流人口、多くの方から本町においでいただいて、本町の魅力についていろいろ体験をしていただくということでございましたが、今回の新型コロナウイルス感染症の流行によりまして実施できないという状況でございます。

今後予定しております納涼祭でございますとか、秋のイベントあるいは冬のイベント、こちらにつきましても新型コロナウイルスの第2波等の状況を鑑みながら開催については決定をしてみたいというふうに考えてございますが、観光協会等活動につきまして今年度実施できなかったイベントにつきましては、観光協会の中で菜の花娘等の活動につきましても、今回先程お話ありましたテオトルの開会行事等についても菜の花娘を参加させる等の形で、いろいろな形で菜の花娘の活動も確保してまいりたいというところと、観光協会につきましてもなかなかこの状況でございますので、代替えのイベントというのは難しいかと思っておりますが、なるべく町の様々なイベント、あるいは町の振興について協力しながら活動できるように支援をしてみたいということで考えております。

2点目でございますが、じろで庄内につきましては、今年度は開催をしないということで連絡がございました。昨年からは本町を中心にじろで庄内ということで、庄内全域を巻き込んだ、参加者をしてみれば全国的なイベントということでかなり大きなイベントになってございますが、こちらも新型コロナウイルス感染症の関係もございまして、全国的なイベントあ

るいは県外またいだ移動というものが叶わないということがございまして、今年度は中止ということになってございます。こちらにつきましても、昨年、それ以前もそうですけれども、それまでの分、あるいは昨年の本町における交流人口のかなり大きな影響がございましたので、来年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響はございますけれども、開催なる場合には、さらに大きな大会になりますように町としても支援してまいりたいということで考えてございます。

そして3点目でございます。望郷みかわ会の活動支援ということでございました。こちらにつきましても本来ですと6月下旬に総会ということで開催予定でございましたが、こちらでも残念ながら望郷みかわ会の方で、今年度は総会の開催は実施しないということで連絡がありました。望郷みかわ会につきましても、本町出身の方々が関東圏でいろいろ頑張っているという事で、これまでも交流を図ってまいりました。今回この新型コロナウイルス感染症の関係で、実は望郷みかわ会の会員の方からも、三川町の方はどうですかというようなお問い合わせがございました。その中で、本来であれば顔を合わせながら近況を語り合う場ということで、総会等の中に町の職員、あるいは町長も一緒に参加をしてまいったところでございますが、今年度はかなり特別な事情で総会の開催がならないということでございますが、今後とも町と望郷みかわ会との活動、繋がりを強くするように支援をしてまいりたいということで考えておるところでございます。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 総合計画でスポーツ等いろいろあったわけですが、生涯スポーツの推進事業ということで、町民に運動を進めているわけですが、今年度町民運動会が中止になりました。新興住宅、三川町は今新しい住宅開発が進んでいるわけですがけれども、なかなか同じ町内会であっても繋がりがなく、子どもの育成会等、運動会の練習等を通じての繋がりが、地域の新しい住民と町内会の中の繋がりの役割を果たしてきた面が多いにありますが、今年この中止により交流の場がなくなったわけですが、これに代わる交流の機会を作る方策を伺いたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 町では毎年町民運動会というようなことで6月の第1週日曜日に町をあげての大きなイベントとして開催してきたところであります。このイベントには各地域の学校を中心に、全町内会の多くの町民の方々から参加していただいている、町としても非常に重要な事業であるというふうに認識しております。残念ながら今回新型コロナウイルス感染防止の観点からこの事業が開催できなかったことは、町としても非常に残念ではありますが、これに代わるような代替の事業というものについては現時点では考えていないところであります。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 運動会に代わる事業としては考えていないということですが、この新住民と従来地域を支えてきた住民との交流の場ができることが、何か災害があったときの安全安心に繋がると思われますので、住民の繋がり、共存社会を作っていくために

も何か必要ではないかと思われます。

そして、子どもたちへの影響であります、いろいろクラブ活動で頑張ってきました。東北大会、全国大会そのものを見直すということでもありますので、この子どもたちのクラブ活動への影響はどのように捉えているか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 子どもたちのスポーツ活動につきましても、新型コロナウイルスの関係で2ヶ月以上、スポーツ少年団活動、または中学校の部活動が中止されてきたわけです。子どもたちにとってスポーツをすることは、自分の身体、それから健康維持のための目的以外、スポーツを通じて達成感ですとか、仲間との連帯感を養うという意味では非常に人としての成長も求められる重要な活動であるというふうに認識しております。残念ながら、これまで2ヵ月間実施できなかった部分で、子どもたちの体力的な部分が衰えているという部分は、そういった報告もされておりますが、現時点ではある程度スポーツ活動も再開してもいいというような状況になっておりますので、今後そういったスポーツ活動を積極的に行っていただきたいと思ひます。

ただ、各種大会が中止、または延期というような措置が取られているという状況は認識しているものの、その代替え試合等についてはそれぞれの競技団体などで現在検討しているところというふうに聞いております。中学校の部活動についても、県大会等は中止になっているものの、田川地区での地区総体は現在検討中であるというようなことも聞いておりますので、そういった代替え措置ができることを期待しているところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 児童生徒にとってはこの時期最後の機会、何年間も積み重ねてきた練習の成果が表せないという残念な状況であります、徐々にそういうものを考えるような社会的雰囲気になってきたことはうれしいと思ひます。うれしい話題としては、春の甲子園に決定した出場校が、8月に甲子園で交流試合をやるという、それだけでも大変なニュースで、実際に練習試合に携わった生徒にとっては大変な喜びでもありますので、やはり地道にいろいろな活動、大会で優勝するのも当然目的ですけれども、今言われたとおりいろいろな目的でクラブ活動、スポ少等を行ってきたものが、成果が表せないという環境が一番辛いと思われます。特に最終学年の生徒にとっては、本当に辛い思いであろうと思ひます。何かケアできるようなことがあれば、今出たとおり、鶴岡、田川大会等の検討に入っているということは大変喜ばしいことだと思われます。

続きまして、生涯学習で学ぶということで、生涯学習の推進の影響を伺ひましたけれども、生涯学習が地域の活性化に私は繋がっていると思われます。徐々に再開するというものでありますけれども、ただ、2、3日前政府から2枚マスクが届きましたけれども、その中に新しい生活様式の実践例ということで、人との間隔はできるだけ2m、最低1mあける、会話をする際は可能な限り真正面を避ける、外出時室内で会話をするときには身体に異常がなくてもマスクを着用するというようなことがあります。生涯学習でいろいろな活動を再開する場合、これらを守るとなるといういろいろと障害があると思われます、これらの対応をどのよう

に考えているのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 生涯学習における新型コロナウイルスの対応というようなご質問のようでありました。町としても今後生涯学習全般にわたる活動、町の事業等を実施していく予定をしております。そういった中にありましては、ただいま言われたような新しい生活様式というようなこと、それから新型コロナウイルス感染予防対策としての、よく言われます3密を避けるというような、そういった対策は当然取らなければならないものというふうに認識しており、それぞれの事業実施の中身が、いろいろな形態がありますので、その事業ごとに対応策を考えていきたいと思っております。

また、生涯学習という部分では、町が開催する事業以外、住民の方々が自主的に行う活動も当然あります。そういった部分につきましては、町として住民の方々に新型コロナウイルス対策のチラシ等で周知を図っておりますので、それらを見ていただきながら各種、それぞれの団体で対応を施しながら活動を行っていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今回の新型コロナウイルスのことによって地域活動の停滞、例えばどこの地域でも、この辺なら心の支えとなってきました春まつり等が地域住民にとってはあったわけでありまして、私の知る限り縮小等がありました。やはり今地域の繋がりが希薄化している中で、祭り等、そして若い人たちにとっては、消防団員となっていることによって若い人たちの繋がりが、今年は春の演習、操法大会も中止であります。やはりその繋がりをどのようにカバーしていくか。お祭りや大会等が今まで世代間の地域での繋がりを持っていたのが現実であります。それを補うものは検討できるのか、考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 町が主催いたします事業、議員が例に出されました消防団の春季消防演習なり、そういった活動も中止になっておるわけでありまして、ただ若い世代にとりましては、消防活動もその春季消防演習だけではなからうと思っております。例えば毎月の巡回でありますとか、車庫、機械器具の点検でありますとか、そういった日常の消防団員にとっての責務といいますか、役割の中で団員としての繋がりが、コミュニケーションというのが取られているのではないかとこのように考えます。

また、若い世代ですとか、先程のご質問に関係しますが、運動会での繋がりはなくなったと思っておりますが、ただ、育成会なりPTA、これは時期としてここ数ヶ月はなかったかもしれませんが、学校の再開に伴いまして、徐々に役員の方から始まり、各学級なり全校としての、その若い世代の繋がりというのは、これからまた始まっていくのではないかとこのことで考えます。確かに、その回数や頻度は少なくなるかもしれませんが、そこはそれぞれの団体が活動の中身を濃くしてといいますか、いろんな形で工夫されて、親同士、あるいは若い世代同士がコミュニケーションをきちんと取りながら繋がりとこのものについては維持されていくのではないかとこのように考えます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） やはり地域活動の活性化には町民や各種団体等の意見交換、そして地域住民が助け合う地域コミュニティが重要な役割を果たしております。やはりそれらが少なくなったりなくなったりすると、やはりこの地方の地域社会の連帯の良さが薄れてくると思われまます。それで、私の解釈では、今年、各町内会に職員の派遣を考えて、今年度事業で行うというような受けとめ方をしておりましたが、それはどうなのでしょう。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） ご質問の趣旨につきましては、コミュニティ活動支援員派遣事業に関することということでよろしいでしょうか。はい、この事業につきましては、今年度、昨年度以前も行ってありますが、今年度についても行うということで、町内会長の方をはじめ団体の皆さまへお知らせをしているところであります。感染予防という関係でなかなかその集会が開かれないのではというふうに危惧されるかもしれませんが、新しい生活様式、例えば集会施設、各町内会の公民館であっても、普段は小さな会議室を大きい部屋に変えていただいて、密な状態にならないように、また集まった時間帯においてこまめに換気をしていただくとか、集まった方からは必ずマスクを着用していただく、また、消毒液を場合によっては役場からお持ちする中で、その感染予防というのをしっかりした中で、様々な地域課題に対する研修、公演、講座等については町の方で支援してまいりますので、そのようにご活用いただければと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） やはり地域を支えるのは人でありまます。やはり一番は人の命が大事であります。今までの対策が緩みますとそういうことが危ない状況に私はなろうかと思われまます。それらのことをしっかり守る方法、対策を町で取ってほしいと思いまます。

そして、先程から出ているとおり、今回は新型コロナウイルスが危ないわけです。前からはコロナウイルスはあって、コロナウイルスで風邪にかかった経験者も人口の何割かはいるわけです。ここで新型コロナウイルスが危ないということを住民にも認識として知らせる方法があるかと思われまます。先程消毒等の対策が出ましたが、これらの3密、あるいは手洗い等を徹底するよう命を守る啓発活動を行うことを望みまして、質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 次に、5番 町野昌弘議員、登壇願いまます。5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員）

1. 新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策について

1. 国や県が行っている企業・個人に対する経済支援のメニューは多くあるのですが、条件が日々変わったり申請のハードルが高かったりして、使いづらいつの声があります。スピーディーに対応できる町単独の対策が必要と考えるが、町の考えを伺いまます。多くの町民から町での対応を考えてもらえないかとの声を聞いまます。有効利用を含む町

の対応を伺います。

2. 4月20日の閣議で、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するために地方創生臨時交付金の支給を決めました。その使い道は、今現在影響を受けている企業や個人の被害補填だけに使うのではなく、今後影響が考えられる方や、収束後（アフターコロナ）の新たなビジネススタイルに備える方にも使えるようにして、地方創生を進めるべきと考えるが、町の考えを伺います。

令和2年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策について伺います。

まず初めに、国や県が行っている企業・個人に対する経済支援のメニューは多くありますが、条件が日々変わったり申請のハードルが高かったりして、使いづらいという声があります。スピーディーに対応できる町単独の対策が必要と考えるが、町の考えを伺います。

続きまして、4月20日の閣議で、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援する地方創生臨時交付金の支給を決めました。その使い道は、今現在影響を受けている企業や個人の被害補償だけに使うのではなく、今後影響が考えられる方や、収束後（アフターコロナ）の新たなビジネスに備える方にも使えるようにして、地方創生を進めるべきと考えますが、町の考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

1点目のスピーディーに対応できる町単独の対策に関するご質問ですが、本町におきましても新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本町独自の事業の他、国や県、出羽商工会等との連携により、商工業者等の支援に努めているところであります。

その主なものといたしましては、郵送により全戸配布した「みんなで応援クーポン券」、6月10日までに9割を超える方に給付した「特別定額給付金」事業に、事業費を専決処分いたし、いち早く取り組み、早期に町民の方々にお届けしたところであります。

さらに、本議会定例会においてご可決いただきました補正予算により本町独自の取り組みとして実施いたします、町内事業者等を支援するプレミアム付商品券の発行や宅配サービス等支援事業、中小企業等応援給付金、さらに、学生応援事業等の各事業につきましても、出羽商工会や観光協会との連携により、迅速、かつ円滑な執行に努めてまいります。

次に、2点目の今後影響が考えられる方やコロナ終息後の新たなビジネススタイルに関するご質問ですが、当面は、現在、実施または計画しております事業を効果的に展開し、停滞している経済活動等の一日も早い回復に向けて取り組んでまいりたいと考えているところであります。ご質問のコロナ終息後に影響が出てくる方や新たなビジネススタイルを検討

する方については、その相談体制を充実させるとともに、出羽商工会と情報を共有し、事業者の要望の把握に努め、的確に支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） まず初めに、スピーディーに対応できる町単独の対策ということで質問させていただきます。5月15日に議長を通しまして我々が議会から緊急要望ということで3点の要望をいたしました。その中の3番目にも似たような要望がありまして、町単独の金融支援を講じることということで要望いたしました。ただいまの答弁であればクーポン券などいろいろあります。先の補正予算を見る限り中小企業等応援給付金ということで、売上15%以上減った方に対しては、個人が5万円、法人10万円というふうなメニューが示されております。この現在の支援で私たちが望みました町単独の金融支援というものは、他にまた考えているのか。今現在のこのことだけで対応していくつもりなのでしょうか。まずそこからお聞きいたします。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問にありましたスピーディーに対応できる町独自の事業ということでございますけれども、今般の機会でご可決をいただきました補正予算等で、あるいは専決処分でご承認いただきましたクーポン券等につきまして、先程の町長答弁でございましたが、現在できる事業として、今般の議会にお示しをしたところでございます。この部分につきましては、国、県の施策に上乘せをする形の事業と町独自として対応できる事業ということで、現時点で考え得る部分ということで、想定をして上程をさせていただいたところでございます。

ただ、先だって国の第2次補正予算の可決になりまして、この中でも様々なメニューがございました。それと、先程の町長のご答弁にもありましたが、現在の本町の事業者の中で、様々な事情といいますか要望といいますか、そちらがだんだん出てきてまいりますので、出羽商工会と連携をしながら、その辺の要望を汲み上げて、町独自の事業として対応できるものがあれば対応してまいりたいと考えています。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 今後要望があれば商工会と相談しながらいろいろ考えていくということで答弁がありました。確かに、今回の15%以下、個人5万円、法人10万円では、これはこれで支給でありますのでありがたいということで、それなりの効果はあるかと思われませんが、やはり企業にはいろいろなタイプの企業がございまして。融資の方でもう少し枠の多い支援が求められているというふうな企業もございまして。そういうふうな対応については、隣の市ではそれなりの対応がしてございます。

ここで商売をやっている限り、やはり商圈としては割と小さなエリアでの商売というふうになります。商工会、出羽商工会にも入っている商店もございましてけれども、同じエリアの中で商売をされているというふうな場合、片方の市町村では有利な融資制度があるというふうになって、三川町ではないのかと。同じ商圈で商売を行って、競争していく中で本町は少

し不利になってしまうのではないかというふうにも思われます。この辺の隣の市町村の状況と本町の支援策はどう理解されているかと、今後の支援策があれば教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは、私の方からただいまお話ありました件について、近隣の市町の方ではもっと有利な様々な制度があるのではないかというお話でございました。私現在のところで近隣市町で特に有利な形というのは認識してございませんでしたので、そちらにつきましては、出羽商工会とも連絡を取りながら調整をしてみたいというふうにご考えているところでございます。

それと、現在の町で設定をしましたこの制度、今回のいわゆる給付金の部分と融資に対する助成ということで制度設定させていただきましたが、こちらについても先程もお話しましたが、出羽商工会とも相談しまして、お話があったとおりに、職種、業態によって様々な要望があるかと思いますので、その辺を調査しながら、なるべく要望に応えられるような形で制度を組めればということで考えております。ただ、こちらも予算との絡みもございまして、その辺の状況を考えながら実施をしてみたいということで考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 隣の市町村のことをまだ把握されていないというふうなことであります。紹介すれば金融支援の拡充ということで、もともとあった制度の拡充を図るというふうなことで、貸付限度額2,000万円、対象としては3カ月の10%、前年同月比10%で2,000万円、2年据え置き、10年無利子というふうな大変手厚い支援をされているようです。本町でもいろいろハードルは高いかというふうに思われます。こういう金融支援というのは、町で決めたとしても引き受ける金融機関、また、それを保証される保証協会というふうなところで、実際使おうと思ってもなかなか使えない方というのもあります。最終的にその保証をするのは保証協会なり金融機関がするわけでありまして、ということでありますので、今回の金融支援の他にそれにもあたらない、大変苦しい企業、または個人というふうなものには、やはり交付金が一番いいのかなと思います。この辺も金額5万円、企業で10万円というふうな決定をされたみたいですが、この5万円、10万円がいいのか、もう少し上げることができないのか。これにあたった経緯と、今後考えられることを答弁をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問ありました個人あるいは法人に対する金額のお話でございしますが、お話ありましたとおりにこれで十分かと言われるれば、現在の個人あるいは法人の例えば飲食店でありますとか小売店の状況を考えますと、十分かと言われるれば十分であるとは必ずしも言えないとは思いますが。ただし、その中で、ではどのくらいの支援が妥当なのかという話は当然出てくると思います。この中で、現在この金額を設定したところで、実は全国あるいは近隣の状況も鑑みながら、この金額を設定させていただいたところでございます。その中でも、当然内部の中では少しでも多く支援をしたいという話が出た

のですが、その中で取り急ぎ今回この経済状態でございますので、なるべく早く審査をして行き渡るよというところで、この金額を設定させていただいたところでございます。

今後これも繰り返になります、現在の状況を確認しながら、さらなる支援が必要であれば、第2弾、第3弾の部分も状況を見ながら進めていきたいということで考えるところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 限られた予算の中で精一杯行っているというところは見られましたので、頑張っていたきたいというふうに思います。

次の質問でありますけれども、第1次地方創生臨時交付金6,600万円の使い道でありますけれども、4月20日に閣議決定され、5月1日、10日くらいで市町村へ配布なったかと思われま。その中で、急遽ではありますこの6,600万円の使い方、どういうふうにして町の地方創生にできるか大変苦勞されたのではないかと思われまけれども、今回の地方創生の6,600万円の使い道について、先程の予算の関係もありますけれども、大変苦勞されたのではないかと思われま。この辺、いつ本町にこの内示があつて、どういう経緯で応援していくか、この辺の経緯を答弁願います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 国の第1次補正予算における地方創生臨時交付金の経過につきましては、5月1日付で国の方からそういった制度が示されたところでございます。金額等については、申し上げられましたとおりでございます。本町におきましては、先日の一般会計の第5号補正予算につきましてその全額を計上したところでございます。その対象経費としましては感染予防対策費、それから経済対策費、それから今後の教育活動に対しますタブレット等の導入に対しましても一部充当しているということで、多くの分野についてその交付金を活用させていただいたところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 使い道を今さらどうのこうのと、予算が通りましたのでいいのですけれども、次に第2弾ということで、5月27日に閣議決定され、昨日衆議院の本会議を通りまして、今日明日に参議院で審議されると、たぶん通ることだろうというふうに思われまけれども、規模的にマスコミで聞く限り前回1兆円だったのが今回2兆円、合わせて3兆円というふうな規模になってくるとは思われまけれども、その辺、本町にどのくらい配布なってどうなるのか、いつ頃に来るかとか、その辺の町で掴んでいる情報をお知らせください。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） これにつきましても公表されている部分はまだ限定的でありますけれども、本町で現在把握している情報としましては事業者への家賃支援や雇用維持に約1兆円、それから施設、イベントの再開支援など新しい生活様式に対応した地域経済活性化に約1兆円ということで、2兆円のうちでもそういった配分をある程度目的を絞った形で配分されるということで聞いているところでございます。こういった配分の方法については

人口や事業所数、それから感染状況に基づいて自治体ごとに配分額を算定するというところで聞いているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 私が知り得るところ、今回の地方創生の拡充ということで同じようなメニューが来るのではないかなというふうにお聞きをしております。それで、前は市町村の配布としては、都市部は結構休業要請とかでだいぶ休まれたのに、地方部はそんな影響もないのに配布が手厚かったということで、その配布先をより分けているというふうな状況下というふうには聞いております。にしても、同じくらいのメニューで、また来るのではないかなというふうにお聞きしておりましたけれども、その辺は私の聞いているのは違うのか、今の家賃支援とかそういうのに充てて、また同じものには使えないというふうには認識しているのか教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 先程申し上げましたのは2兆円のうちの大きな用途としての情報として掴んでいるところでございまして、実際の交付金の制度要綱が今後示されてまいりますので、その中でどういった事業が対象になるのかを今後把握してまいりたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 第1次地方創生は、今回の新型コロナウイルスが発生してとにかく水際でとめようというふうなことで急遽いろいろ決めて、4月に遡ってまでもとにかく使ってもいいよと、今回の新型コロナウイルスをとめてくださいというふうな使い道かなと思います。次の今回の第2次補正予算としては、やはりアフターコロナということで、この傷んだ地域の経済、またはその後の活躍に使えるものかなというふうには私は思っております。金額的には前回並みとはいかないのかなというふうには思われますけれども、そうした中、前は急遽で、決めるまでもいろいろ大変だったのかなと思われますけれども、次にはやはりもう少し時間を持って、この新型コロナウイルス対策について検討していくべきというふうには考えております。

その中のやはり私が思うのは三つくらいでありますけれども、一つとしては今第1次では足りなかった企業への金融支援、一昨日の株式会社みかわ振興公社の件もありますけれども、やはり企業なりにはある程度のお金というものがないと、新しい時代、ステージが変わった場合、どういうふうにするかというふうなアイデアというのは、やはり企業にはお金がないとなかなか出てこない。やはりその月の給料、支払い、何とか工面して、金策して払ったと思うと、また次の支払いの工面をしなければならないと、そんな状況の中ではとても、この新しい時代に向かった企業の対策というものはできないというふうには思われますので、この辺、国の政策、県の政策ではなく、町単独でももう少し支援の緩い基準の中で頑張ってもらえる企業、個人を助けるような政策が必要かなというふうには思っております。

また、密を避けるという意味では、今後大きな集まりというものはだんだんできにくくなるというふうには思われます。そんな中で、各市町村の公民館の果たす役割というのは大きな

ものになってくるのではないかなど。先程の一般質問にもありましたが、通信設備の関係でリモートワークみたいなのが大変難しいようなことを言っていました。次のメニューはどうかは分かりませんが、各市町村への通信設備、また各公民館で消毒液がなくて困っているということで、買いに行ってもないというふうな状況もあるようです。小さな集まりとなるとやはり公民館に集まってくるのかなというふうに想像されます。この辺の支援も町で大量に買って支給、または援助するなりいろいろして、各公民館の設備の充実というか、コミュニケーションを図っていくのがいいのかなというふうに思います。

また、もう一つとしては、今のインターネットの使い方について今後増えるかなというふうに思われますけれども、使い方が覚えにくいというところがあります。今こういう状況の中で大学生などはアルバイト先で雇用がとめられているというふうな状況もあるようです。本町の教育長は東北公益文科大学の方の役員もされているというふうなことで、そういう大学生のアルバイトを町で臨時で雇用して、各個人、また企業、学校などに行って、そういうインターネットの使い方の指導、応援というふうなことも一部あろうかなというふうに考えます。

そんな私の考えもありますけれども、そういうことを踏まえて、これから来るであろうアフターコロナに本町が地方創生ということで、元気な町を作っていってほしいということを申し添えまして、私の一般質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で5番 町野昌弘議員の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前 11時44分)

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 1時00分)

次に、6番 芳賀修一議員、登壇願います。6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員）

- | | |
|--------------------|---------------------------------------|
| 1. 第4次総合計画の有効化について | 1. 第3次計画と比較しての本計画作成手順と特色について伺います。 |
| | 2. 計画の有効化を図るための方策と課題について伺います。 |
| | 3. 新型コロナウイルス発生による計画日程の修正の必要性について伺います。 |

令和2年第2回三川町議会定例会において一般質問を行います。

内容として、第4次総合計画の有効化についてであります。

具体的に申し上げますと、第3次計画と比較しての本計画作成手順の特色について伺いたいと思います。

また、計画の有効化を図るための方策と課題について伺いたいと思います。

また、新型コロナウイルス発生と計画日程の修正の必要性について伺いたいと思います。
以上であります。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 芳賀修一議員にご答弁申し上げます。

第4次総合計画について、1点目の第3次計画との比較に関するご質問であります。その作成手順につきましては、第3次計画の策定手順と同様に、町民に対してまちづくりに関するアンケートを行うとともに、一般からの公募委員も含めた、各種団体等の代表などで組織する「三川町総合計画策定推進委員会」を設置して、幅広くご意見をいただきながら計画案としてまとめ、さらにパブリックコメントも実施し、策定作業を進めてきたところであります。

今後は、計画案を最終調整して、三川町振興審議会からの答申をいただき、計画の基本構想及び基本計画について議決をいただいた後、令和3年度からの第4次総合計画をスタートさせる予定であります。

次期総合計画の特徴といたしましては、現段階では計画案ではありますが、第3次計画における「快適な環境づくり」や「産業振興や賑わいの創出」、これらは継承しながら、さらなる「教育や子育て環境の充実」を図り、「安全で、安心して暮らせるまちづくり」を強力に推進することとしている点であります。

特に、子育て交流施設が完成した点を踏まえ、そこで展開される様々な事業、活動を充実させるとともに、多発する自然災害に迅速、適切に対応できる体制、整備を進めてまいりたいと考えております。

2点目の計画の有効化を図る方策と課題に関するご質問であります。第3次計画と同様に、3ヵ年のローリング方式による「実施計画」を毎年度策定し、「基本計画」で定めた施策の個別事業を明らかにしながら、各年度の行財政の状況を踏まえて、効率的、かつ計画的に実施できるよう、その実効性の確保に努めてまいりたいと考えております。

3点目の新型コロナウイルス発生による、計画日程の修正に関するご質問であります。計画策定推進委員会で決定した第4次計画案に対するパブリックコメントも終了し、現在、計画案の最終的な調整を行っているところであります。今後、議会からのご意見をいただく機会も予定しておりますが、計画の策定につきましては最終段階に入っているところでありますので、当初の日程に沿って、取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 町長から答弁いただきましたけれども、具体的に再質問させていただきます。

作成の手順については、第3次計画と同様のやり方ということでありましたので、それはそのとおりにかと思えます。ただ、過程についての問題点は特別に意見を申し上げるつもりはございませんが、内容についての特色がかなり違うなというふうに思いまして、それについてお伺いしたいと思います。

一つは、これホームページをご覧になった方は分かると思いますが、国連で設定されましたSDGs、持続可能な開発目標という項目について、17の目標をそのままページに掲げているわけですが、これについての記入といいたいまいしょうか、これを計画の中に入れ込むという意味で、これはどの段階でこの案が出てきたのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） ご質問にありましたSDGs、こちらは現段階では計画案ではありますが、基本構想の中に最終ページに現在記述しているところでもあります。ご案内のとおり国連で採択されましたこの持続可能な開発目標、こちらについては国も平成28年にこういった目標に沿った活動なり政策を進めていくということで表しております、山形県もやはりその総合発展計画においてこの理念といえますか目標を計画の中に位置付けておるところでございます。そういった国なり県なり、要請ではございませんが、各自治体がそういった意識、趣旨を理解しながらそれぞれのまちづくりを進めるということが示されておりますので、今回の第4次総合計画におきまして基本構想にSDGsを盛り込んだところでもあります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 作成の段階で町民のアンケート、本部会議も含めまして、策定委員会、一般公募の人も含めまして協議をしたわけですが、そのどの段階でこの案が出てきたのかということの質問をもう一度お願いします。

それから、時間がないので一言、SDGsの取り上げ方について申し上げますが、ただページに国連の目標を掲げるだけではなくて、町の目標とどういうふうに関連させていくのかという具体例がない限りは、ここに記述しただけでは、はっきり言って絵に描いた餅といいたいまいしょうか、単なる情報提供したに過ぎない、基本計画として非常に不十分といいたいまいしょうか、あまり体裁のいいものではないというふうに私は思うのですけれども、そこも含めまして回答をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） こちらSDGsの総合計画における位置付けですが、こちらは先程申し上げましたとおり国なり県の動向等を受けまして、町としてこちらについては入れ込んだものであります。素案の段階で策定推進委員の皆さまにもそちらを見ていただきながら、そして現段階の計画案の段階でも同じような形で位置付けをしているところでもあります。

二つ目の、こちらのSDGsの総合計画における取り扱いといえますか位置付けについてのご質問でありました。確かに、他の自治体におきましては、基本計画まで踏み込んでこういった施策にどの目標が該当するのかということ謳っている自治体も確かにございます。ただ、その数はまだ非常に少ないものということになっております。議員がおっしゃられますとおり、この17の目標、合わせまして169からなるターゲット、こちらに対する、やはり一番初めは議員がおっしゃられますように、単に期待するだけではなくて、その内容、趣

旨を十分理解した上で、それぞれまちづくりにおける施策なり事業展開をしていくべきというところではありますが、本町でもまだまだその辺勉強不足、認識は十分ではない点もあろうかと思えます。これは先の全員協議会の際にも、当時の担当課長がお話させていただきましたとおり、こちらについては具体的なまちづくりの各実施事業、こちらにおいて、その趣旨をきちんと踏まえて、数字なり数値といったところを押さえながら事業展開をしていく。さらに、各総合計画事業につきましては、行政評価において各事業の数値目標は出しておりますので、SDGsの17の目標とも十分関連を意識して各課等で事業展開していくものというところで認識しているところでもあります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 計画は町の関係者だけではなくてといいたまいますか、町民はもちろん他の方も見るわけですので、計画そのものの質が問われることが必ずあると思うのですが、町の具体的な行政施策等が記載されなくて、これは参考にあちらこちらに入っていますという形ではなくて、それは説明されていないわけですので、単なる国連の目標そのものを掲げるというのは非常に体裁が悪いです。逆に言えば、隣の鶴岡市の方の計画は昨年出来上がって実行されていると思いますけれども、SDGsに関しては若干ですけれども触れながら生かしていくというふうな表記にとどまっておりますので、まだ勉強不足、私もそうですけれども、未消化な部分に関しては単なる目標を掲げるのではなくて、少し控えめに表記することが必要ではないかと思えます。できれば変更するということをすべきではないかと私は思います。

今の件についてはそういうことになりますが、他の項目についても少し申し上げたいのですが、基本構想の中の目標人口の設定についてお伺いしたいのですが、目標人口7,200人という目標になっていますが、これは今年の3月31日の三川町の人口が7,379人と後ろにありましたので、7,300人少しの人口を7,200人までにとどめるというふうな計画になっていますけれども、第3次総合計画は7,700人のところを現状で8,400人の目標設定をしていると。第2次総合計画ですが、これも平成13年で7,800人の現状の人口の中で、目標人口1万人というふうに設定されておりますけれども、考え方がまるっきり違っていますが、その辺の変更点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 議員が今おっしゃられましたとおり今回の第4次総合計画の目標は7,200人です。第3次総合計画、それから第2次総合計画、それぞれの人口目標の設定にはやはりその当時総合計画を作るという、そこで目標人口を何人にするかという情勢といいますか、総合計画に対する意識、認識がやはり、町が発展をするというスタンス、計画からすれば、この現状よりもより多くの人口といいますか、右肩上がりの人口増を目指すべきという視点もあって、プラスの人口目標を設定したものと考えるところでもあります。ただ、今回の第4次総合計画の案におけます人口目標は、今年の3月末の人口よりも低い数字となっております。

もちろんこの人口目標を掲げるにあたりましては、国立社会保障・人口問題研究所のいわ

ゆる数式等を用いまして導かれるものもあったのですが、やはりこれまでの町の人口の推移を踏まえまして設定したところであります。しかしながら、どうしてもやはり現在よりも少子化が進むという全国的な流れは本町においても、なかなか歯止めをかけることができない、それから現在まだもう一つ持っております計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、より実態に合った形での人口目標ということで、7,000人台の目標にもなっております。

現在各自治体も同様かと思われませんが、その人口目標につきましては、夢物語といいたしませんけれども、単純に右肩上がりにはならない現状を踏まえた人口目標の設定になっている。本町においてもやはりそういった時代の流れ、少子化の流れにおいて、よりその人口減少をいろんな施策を持って歯止めをかけて10年後この目標を達成したいというところで、この数値になっているところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 考え方は理解できます。ある意味少子化の中で7,200人を10年後まで維持する、それ自体も厳しいものになるかもしれません。そういう意味では7,200人を目標として掲げた限りはそれに向かって、計画の実行をするべきだというふうに申し上げたいと思います。

もう1点、全体の構想の中での中身といいたしましょうか、基本的なところでの違いを見ますと、実施計画は毎年3年後の計画の中で出ますが、以前の第3次総合計画の中では主要のプロジェクトという項目があって、具体的なプロジェクト名が載っていたわけですが、今回そのプロジェクト名が載っていないのですけれども、それについてはどういう計画になるのかお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 今回の計画において、やはりその契約書自体、このフレームをどうするか、もちろんこの計画は町民の皆さんとともに共有をするわけですので、どういうふうな見せ方といいますか、というのも検討し、案としてまとめたところであります。その表し方、構成をどうするかという過程において、プロジェクトというのはある意味実施計画の中でも表れますので、今回見やすさといいますか、その計画書としてプロジェクトについては実施計画によるところに委ねて、総合計画自体にそのプロジェクトを配置するというのをしないという選択をして、このようなまとめ方になったものであります。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 印象としては非常に具体性に欠けるという印象を受けるわけです。これはたぶん町民も同じだと思いますので、そういう意味では計画にのっとったプロジェクトをきっちり載せるべきではなかったのかなと、これから追加の可能性はどうか分かりませんが、私としての印象としてはそう思っております。

次に、全体的な話ですが、パブリックコメントを終了しまして、委員の審議を経て、パブリックコメントを実施したということではありますが、結果を聞きますと、これホームページの方に意見を出すよというところでありますが、パブリックコメントが1件も意見がな

かったというふうなことを聞いております。それについてはどういうふうに評価されているかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 議員がおっしゃられましたように、パブリックコメントにつきましては私も残念だとは思いますが、ご意見等を寄せられた件数はございませんでした。町民の方が意見を寄せられないということに対する評価ということではありますが、まず良い方向に取れば非常にまとまった総合計画、悪く言えばまちづくりに関する町民の方の関心が低くなったのではないかということが危惧されるわけです。ただ、行政の立場で様々な事業展開をする中では、各課等が展開します事業の中でより多くの皆さんと接しながら、そこでいろんなご意見、提案なりを頂戴したのも踏まえて、各課等でそれぞれの基本計画でありますとか、事業展開をしておりますので、そういった日常の行政サービス提供の中で、やはり積み上げられたものとして総合計画というものでまとまっているのかなということも思うわけでありまして。

合わせまして、まちづくりアンケートも第3次総合計画のときよりもより多くの皆さんに調査をお願いし、回答を得ましたので、そういった部分もきちんと反映されたものとして評価していただいたものと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 今、一言残念というふうな評価という話も一応出ましたけれども、私も極めて残念で、決して文句の言いようがないという話ではないと思います。そういう評価を決してしてほしくないです。これはパブリックコメントをする場合の、もっと町民に対する宣伝とか、それを徹底して行うべきだったと思いますし、ある意味ホームページに上げてどうぞ意見をという一方的なやり方自体は、このパブリックコメントのやり方は失敗ではなかったかと私は思っております。もっと徹底した意見聴取するような方法をとるべき。ゼロは絶対にまずいですよ、評価としては、関心がないとはっきり言えばそうなるわけですので、そこも含めて、今後の話になりますが、ぜひその辺はもっと積極的にやるべきではなかったかというふうに申し上げたいと思います。

それと、中身に入らせてもらいますがよろしいでしょうか。全体のことを議論する時間はとてもありませんので、私なりにあれっと思うところがあったので申し上げたいのですが、43ページのブランド発信による交流人口の増大の中に、行政のオンライン化の中身があるのですけれども、ここの表記は非常におかしいですが、それについて検討なされたことはないですか。私はどこかで意見を申し上げたことがあるのですけれども、これをお持ちでない方は分かりづらいと思いますが、行政のオンライン化で行政の効率化を進めるということが書いてあるのです。どう考えてもブランド化の発信による交流人口の増加とは全く関係のない中身になっているのですけれども、その辺について、今すぐ回答できなければ再検討するというふうにしていただきたい。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） こちら43ページの三川ブランドの発信による交流人口、

関係人口の拡大ということではありますが、大きく言いますと、三川の産品でありますとか三川のもの、そういったものがいわゆるブランドとして、広く町外に対して発信されることによって、三川町の方にその産品なり場所なり人なりを求めて人が集まってくる、賑わいが創出されるということで、それが交流人口、関係人口の拡大に繋がるものということでの計画ということでもあります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 細かいところすみませんが、役所の行政手続や添付書類の撤廃等による行政サービスの向上が期待されますと書いてあります。これは交流人口とは関係ないでしょう。これは後で検討してください。時間がありませんので。

次の課題に移ります。計画の修正の必要性を提案させていただきたいのですが、もう作成段階では新型コロナウイルスのそういう前提としてももちろん予測できなかったわけですので、ある程度計画をまとめざるを得なくて、新型コロナウイルスについての情勢の変化について対応した項目がないというのはやむを得ないですけども、ですから、そういう意味では少し時期を1ヵ月でもいいから延ばして、ぜひ、新型コロナウイルスの今の情勢についての情勢分析や課題や方針について、中身を修正して載せるべきだと。

これ本当に記念すべき、記念すべきという言い方は、歴史的な2020年になっていて、この年に検討して2021年に発行されますけれども、その時点で新型コロナウイルスのこの字もないという、その計画自体は、あとから見た人はとても不思議に思うと思うんです。ですから、その計画の変更についてをぜひ検討すべきだということをお願いしまして、第4次計画は12月答申になっているんです。12月答申で4月1日の実行となっておりますので、第4次の計画から言えばまだ間に合いますので、そういう意味では少し余裕を持って、全く新型コロナウイルスのこの字も出てこないようなそういう計画ではなくて、もう1回再検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 現在、非常に厳しい新型コロナウイルス感染症に対する対応等を今取っているわけではありますが、おっしゃられますとおりの総合計画におきましては、例えばバブル崩壊でありますとかリーマンショック、こちらについての記述をしてございました。議員が今おっしゃられたように、この案をまとめる段階ではまだパブリックコメントを徴する段階では、まだ全国的にどのような広がりといいますか、対策、また影響というのはなかなか、全体像が把握できない状況でありましたので、今回最終段階での調整ということで、先程町長の答弁にもありまして、改めてこちらの案に新型コロナウイルスに対する状況なり、その対策については触れたいというふうに考えております。ただし、こちらについては改めてパブリックコメント等を求めるのではなく、これから策定推進委員会もごいただきますので、この中で委員の皆さまからご了解をいただき、振興審議会の中で答申をいただきたいということで思っております。

なお、策定期間について、やはりこの計画書を実際に製本して合わせまして、町民の皆さまにも概要版なり等で広くお知らせしていくことも必要であると考えております。それが令

和3年4月1日のスタートでありますので、お知らせする期間があまり短いと、やはりこれから実際の町の目標、指針となるものでありますので、ここは十分期間を取って、当初の予定どおり9月に上程をさせていただきたいということで考えております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 内容については検討するという事で伺いました。

最後になりますが、とにかく今は生活様式が、生産、経済の状況自体が変わる可能性があります。今までの分析の中でグローバル化のさらなる進展とか、安定した雇用の環境で戦後最長の景気回復と書いてありますので、その辺は全く状況と違いますので変更すべきだし、大きな経済の流れが変わっていくということで、それに対応した方針をぜひ作っていくべきだというふうに申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で6番 芳賀修一議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 次に、7番 鈴木淳士議員、登壇願います。7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員）

1. 町民の健康増進策と地域
経済振興策について

1. 町民の健康増進策である「三川町健康マイレージチャレンジ事業」で交付される「500円商品券」は、新型コロナウイルス対策の一環である町内の商店・飲食店振興策の一助としての効果も期待できることから、マイチャレポイントの付与点数を見直し、早期に「500円商品券」を獲得できるよう制度改正すべきと考えられますので、これに関する所見を伺います。

2. 介護保険料や後期高齢者医療保険料の増額抑制のためにも、昨年10月に行われた「みかわ自立体力検定」は大きな効果が期待されます。

この取組みを「三川町健康マイレージチャレンジ事業」に組み入れ、高齢者優遇策を考慮した年齢別のマイチャレポイント付与制度を導入するなど、各年代層とも積極的に健康づくりに取り組めるよう制度設計すべきと考えられますので、これに関する所見を伺います。

令和2年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

私からは町民の健康増進策と地域経済振興策についてお伺いします。

初めに、町民の健康増進策である「三川町健康マイレージチャレンジ事業」で交付される「500円商品券」は、新型コロナウイルス対策の一環であります町内の商店・飲食店振興策の一助としての効果も期待できることから、マイチャレポイントの付与点数を見直し、早

期に「500円商品券」を獲得できるよう制度改正すべきと考えられますので、これに関する所見をお伺いします。

次に、介護保険料や後期高齢者医療保険料の増額抑制のためにも、昨年10月に行われました「みかわ自立体力検定」は大きな効果が期待されます。

この取り組みを「三川町健康マイレージチャレンジ事業」に組み入れ、高齢者優遇策を考慮した年齢別のマイチャレポイント付与制度を導入するなど、各年代層とも積極的に健康づくりに取り組めるよう制度設計すべきと考えられますので、これに関する所見をお伺いします。

以上1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員にご答弁申し上げます。

町民の健康増進策と地域経済振興策に関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町におきましては、健康増進策の一つとして三川町健康マイレージチャレンジ事業「みかわマイチャレ」を実施しているところであります。これは、平成27年度より山形県と県内各市町村が協働して行ってきた事業であり、幅広い年代の方々が健診の受診や健康づくり活動に対し意欲的に参加できるように、その取り組みをポイント化し、貯まったポイントによって商品券や生活グッズなどの特典を受け取ることができるというものであります。

今回、新型コロナウイルス感染症対策における地域経済振興策の一環として、「みかわマイチャレ」制度を改正し、高齢者に優遇策を講じてポイントを付与することができないか、とのご質問であります。今年度においては、すでに「みかわマイチャレ」事業については町民の方々への周知を始めており、年度途中での制度改正は参加者や管理いただいている団体にも混乱を生じさせる原因となることが想定されるものであります。

また、新型コロナウイルスにおける地域経済振興策としては、町内全世帯にクーポン券を配布するなどの対策を講じており、当面は現行制度で、それぞれ事業を実施してまいりたいと考えているところであります。

次に、昨年度より実施しております「みかわ自立体力検定」については、すでに「みかわマイチャレ」のポイント対象事業に組み込んでおり、今年度も9月の開催に向けて準備を進めているところであります。引き続き、みかわマイチャレ事業と連携してまいりますが、ポイントの付与方法については、各年代の方々が楽しみながら参加できるように、参加者全員に一律同じポイントを付与してまいりましたので、今後も同様に実施してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） それでは、再質問させていただきたいと思っております。

今回の質問につきましては、国から示されております、この新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の活用事例集94番健康支援事業を基にしましていろいろと提案させ

ていただくというものでありまして、この臨時交付金がすでに健康福祉課で取り組んでいらっしゃる健康増進事業の拡大に繋がるという内容のものを基本にご提案申し上げたいという考え方ですのでご理解いただきたいと思います。

そこで事例集の健康支援事業の趣旨説明によりますと、地域全体の健康なまちづくり推進するためのウォーキングやランニングの活動に対して、アプリなどを活用した健康ポイント制度などのインセンティブを付与するのに必要な経費に充当ができるという内容のようでございます。でありますので、先程質問で触れましたとおり、現行のマイチャレポイント制度の中で500円商品券については、満点になります500ポイントが達成の段階で今現在交付されるというものでありますけれども、これを300ポイントの達成時に繰り上げて交付するという改正については、現行の中でもできそうかなというふうに感じたところでございますが、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 健康マイレージチャレンジ事業につきまして、現行500円商品券の交付にあたりましては500ポイントを達成した際にそれぞれ商品券の方をお配りしていましたが、今回の新型コロナウイルス感染症対策に合わせて300ポイントにポイントを引き下げるといふか、300ポイントの時点で商品券の方を交付してはどうかというご質問だったと思います。冒頭町長の答弁でもございましたが、今回のみかわマイレージチャレンジ事業につきましては、4月当初からもうすでに進められている事業でございます。町民の方々にも広く周知をし、この事業はすでに始まっている事業でございます。ポイントにつきましても500ポイントで500円商品券がもらえるというようなことも周知しておりますし、昨年度からポイントについては繰り越して現在も使っているという状況でございます。年度の途中でのこういった制度の切り替え、制度を改めるとなりますと、非常に町民の方々におきましても、すでに500円での商品券をいただいている方もいらっしゃいますので、現時点においては、急にそのような形での制度の改正はできないものというふうに理解しているものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 確かに年度当初からすでにこういったチラシが全戸配布なって、制度がスタートしているということは十分理解しているところでして、併せてこの度の新型コロナウイルス感染症対策についての地域経済対策についてもクーポン券の発行をしているという事情は十分理解できるのですが、さらに一層の地域経済の振興策として、しかも町民の皆さんがモチベーションを持って健康づくりに頑張る、その成果として商品券が交付されるということについては非常にメリットが大きいものというふうに考えられますので、今現在の実施されている制度は制度として、今回は新型コロナウイルスという特別な事情、これに基づいての国から地方創生臨時交付金が交付されると、しかも、その後のメニューにきちんと健康支援事業というものが位置付けられているというようなことから、この度の新制度を活用しての期間を限定した特別なマイチャレ制度としてのポイントカードを刷新した形で制度を設計し直すというようなことでも、この臨時交付金の予算対象になるというふうに

感じられるのですが、いかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 今回の地方創生臨時交付金、第1次補正に関わる部分になってくるのかもしれませんが、もともとの第1次補正の段階で示されていた事業の一例として、先程議員が申し上げられました健康支援事業というものが一つのメニューとして上がっております。まさにマイレージチャレンジのようなポイントを加算して健康づくりに取り組むにあたっての健康事業に対して支援を行うというような内容の事業でございまして、さらに、事業への参加ですとか、その他にウォーキング、ランニングなどに対して、いろいろアプリなどを活用したり、ICTを活用した形での健康支援事業に取り組むものに対して、こういった経費が充当されるというような内容のようであります。

現在行っておりますみかわマイレージチャレンジ事業、これと合わせて改めてその新たなこういったポイント事業などを行うことも全くできないというわけではないのですが、今現在の事業と並行して行っていく中で、なかなか町民の方々に対しても混乱が生じる可能性もございまして、町としてもその管理する上で、ポイントなどを管理する上で、どのように行っていけばいいのかという部分では、いささか難しい部分があるのかなというふうに感じているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 今の答弁でも少し触れられましたが、いろいろ健康づくりのアプリを活用したものがその対象になるというようなことからして、1点確認しておきたいのですが、本町の健康マイレージチャレンジ事業の対象年齢は、この黄色のチラシにも書いてありますとおり40歳以上ということになっておりますが、山形県内のほとんどの市町村は18歳以上、もしくは20歳以上となっている中で40歳以上にした三川町の考え方を再確認したいと思っておりますので、説明をお願いいたします。

○議 長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ただいまご質問ございましたとおり、本町のマイレージチャレンジ事業につきましては40歳以上の方々を対象に現在行っているものでございます。県内の自治体を見ますと、20代から行っている地域も多くございまして、なぜ三川町がその40代以上であるかといふような考え方になるわけですが、もともとみかわマイレージチャレンジ事業を行うにあたりましては、平成27年にこの事業の方を開始しているところでございます。当初のコンセプトといたしまして三つございまして、一つが健康体力づくりと介護予防、それから生活習慣病の予防、もう一つが心の健康と繋がりというこの3本の柱を基に、三川町の健康寿命を延ばすための事業としてみかわマイレージチャレンジ事業を開催してきたというものでございます。

内容的な部分で見ましても、どちらかと言えば、高齢者向けの事業であったり、参加する事業も100歳体操とか今行われておりますけれども、年齢的に高めの方々が参加する事業をポイント化しているというのが実態としては多いところではあります。若い方でもアスレなの花のトレニングジムを使ったりとか、そういった部分では20代の方々とか30代の方々を捉え

るということも不可能ではないというふうに思いますが、当時この事業を行うにあたりましては、ある程度ターゲットを絞った中で、40代以上、特に特定健診を受診される年代になってから、その方々がやはり健康というものに対して、これから様々な疾病等が見込まれるというような中で、この健康に対する気付きというものを行っていきたいというような形で、みかわマイレージチャレンジ事業につきましては、40代の方々からのスタートというふうなことで定めたものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 説明ありがとうございました。今の説明で、最初の3本の柱の一本目で話がありましたとおり、健康増進と介護予防ということに重点を置いたというようなことからしますと、特に高齢者を優遇するという対策で、それに特化したポイントカードというものも新たに設定すべきではないかと、この機会を活用して、高齢者優遇策というものを十分検討すべきではないかということを考えてところであります。つまりは、年代ごとにそのポイントカードを策定している、今現在は先程説明がありましたとおり、若い方も高齢者も同じポイントカードで運用されているわけですが、20代、30代まで遡るかは別として、50代、60代、70代、80代になっても頑張っているという方々については、それぞれの年代ごとにポイントカードを作成しまして、これを年代別のポイント付与制度にする。つまり、高齢者の方で一生懸命頑張っている方については、1回当たりの参加によって高いポイントを付与されるというようなことでのインセンティブを構築していくということによって、いろいろと皆さま方から参加いただけるということが考えられます。

そういったことで、改めて今現在40代以上を対象にしているということですが、先程の説明の中にもありましたとおりアスレなの花などにも参加している若年層の方々もいらっしゃるということ、そして、山形県内では、はっきり申し上げまして三川町だけだったんですね、その40歳以上という規定は。他の市町村は18歳、20歳以上というようなところでして、若者、青年層の方々が特に取り掛かりやすい話としましては、携帯に歩数計のアプリをインストールすることによって、日々の歩いた歩数が自動カウントなるというような機能があるようでして、実は昨日から私も始めたばかりなのですが、結構楽しみながら健康づくりができるというようなことも踏まえまして、この際、先程来話をしていますとおり年代別にバーチャルでのマイチャレポイントカードを作成して、なおかつ、年代別にもらえるポイントに幅を付けるというようなことによって、一層皆さん方の参加を動機づけることができるのではなかろうかと思うわけです。その点についての考え方はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ただいまのご質問につきましては、まずは年代別にポイントなどに差を付けた形で健康づくり事業に取り組むような形にしたらどうかというご質問だったかと思えます。このポイントの付与にあたりまして、先程も申し上げましたが、一律に現在のところはアナログになりますけれども、紙のカードを配布いたしまして、それに参加した場合ポイントのはんこを押すというような形で現在行っているところです。やり方がそういった形で行っているものですから、さらに年代別に分けてとなりますと、その管理方

法についても非常に複雑化してくるのかなというふうの一つは感じるところでございます。さらに、高齢者の方々に年代でポイントがもらえるのが違うというふうになったときに、そこでやはり不公平感を覚える方もいらっしゃるのかなというふうにも感じるところであります。そういったことから、もし管理をするとなった場合、なかなか現在のやり方として、紙ではんこを押して、町の職員がそこではんこを押したり、さらには事業を請け負う団体、委託の団体等にもお願いをしておりますけれども、そういった各団体の方で、同様に年代別にポイントが変わるといふものに対応ができるのかどうなのか、というのが一つ大きな問題になってくるのかなと思います。年度内にそれを実施するというのは非常に不可能かなというふうに思いますが、今後の考え方といたしまして、健康づくりにいろいろ関心を持っていただくためには、そういった年代別に分けた取り組みなども場合によってはあるのかなというふうにも思うところでございますので、今後の中でそういった考え方を生かしていきたいというふうに思っております。

それから、携帯アプリについて今お話ございました。これにつきましては、携帯電話の方が、今ほとんどの方々がスマホに、若い方々ですとなっているかなと思いますが、スマートフォンの方に万歩計というのでしょうか歩数計というのでしょうか、歩いた分が自然と何歩歩いたということがカウントされるというような、そういったソフトも無料でダウンロードできるというようなものもあるようです。そういった歩いた歩数について、これをマイレージチャレンジ事業等に取り入れたらどうかというような形になるわけですが、今現在も万歩計等で歩いている方、1日の目標を自分は1日何歩歩くとか、毎日散歩するだとか、そういった目標を立てて、自分記録表というものをお渡ししております、それが達成すると30ポイント入るとか、そのような形で自分の取り組みについて頑張った部分がポイントとして跳ね返ってくるような、現在のやり方もしているというようなことでございます。

なお、そういった携帯のアプリなどを利用して、楽しく、長く健康増進に関心を持って続けられれば非常にいいことであるというふうにも思っておりますので、そういった取り組みについては、ぜひとも今後ともいろいろ話題提供していければというふうに感じているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 今いろいろと説明いただきましたとおり、全く不可能ではない、今後の制度設計というようなことで何とかいい方向に向かえるのではなかろうかというふうに理解しているところでして、そうしますとまた質問の冒頭に戻る話ですが、500円商品券の早期交付、これについて500円商品券を早期に交付するということについては、参加する町民の皆さんも健康づくりに邁進して、一生懸命頑張って500円商品券をもらえる。そうすると、その商品券を使った場合には地域経済の活性化も図れる。それで、健康増進が進むことによって先程話をしましたとおり、後期高齢者医療の受診料について抑制の効果が出ると。三方が全部丸く収まるというような形になるわけですので、これ問題は制度設計をいつやるかなんです。敢えてその続きの言葉は申し上げませんが、この度の新型コロナウイルス感染症対策を契機に、現在も取り組んでいただいております三川町健康増進策と介護予防策、これが

より一層効果的なものとなり、若年層はもちろんのこと、高齢になってもいつまでも元気で暮らせるまちづくりを目指した健康支援施策の展開をお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、7番 鈴木淳士議員の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、一般質問を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもって、散会とします。

（午後 1時54分）

令和2年第2回三川町議会定例会会議録

1. 令和2年6月12日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	黒田浩総務課長
高橋誠一企画調整課長	加藤善幸町民課長兼 会計管理者兼会計課長
中條一之健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	須藤輝一産業振興課長併 農業委員会事務局長
丸山誠司建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長兼 子育て交流施設整備主幹兼 保育園主幹併 農村環境改善センター所長
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋藤仁志 議会事務局長	菅原明大 書記	渡部貴裕 書記
-------------	---------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 4 日 6月12日（金） 午前9時30分開議

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第 1 | 議第34号 | 三川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議第35号 | 三川町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議第36号 | 三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議第37号 | 三川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議第38号 | 三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議第39号 | 三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事第3期（校舎1号棟）請負契約の締結について |
| 日程第 7 | 議第40号 | ロータリ除雪車等購入契約の締結について |
| 日程第 8 | 議第41号 | 三川町固定資産評価審査委員会委員の選任について |

○ 閉 会

○議長（小林茂吉議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、議第34号「三川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第34号「三川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容としましては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の題名改正に伴い、この法律を引用している条文の整備を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第34号「三川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9名 不起立 0名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第34号「三川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第2、議第35号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第35号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布されたこと等に伴い、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置、寡婦等控除の見直し、及び新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例等の新設に伴う規定の整備であります。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては所管課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） それでは、私から税条例の改正概要の説明をさせていただきます。

まず今回お示ししております税条例の改正概要につきましては、改正案の条番号ごとに条番号順で整備させていただいており、個人町民税、法人町民税といった項目ごとになっておりませんので、ご了承賜りたいと存じます。

また、この度の改正につきましては、4条にわたる改正となっておりますので、特に説明を要すると思われる項目を抜粋して説明させていただきますことをご了承願います。

それでは、税条例の改正概要をご覧くださいながら説明をさせていただきます。

まず改正概要の1ページ、第1条改正の一番初めになります。

第24条第1項、個人の町民税の非課税の範囲につきましては、地方税法第295条第1項におきまして、すべてのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と、男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するため、個人住民税の非課税処置の対象に、令和3年度以降の個人住民税から前年度の合計所得金額が135万円以下の寡婦をひとり親に改正されたことに伴う改正であります。

施行日につきましては、改正概要の表の左の欄に記載しておりますが、令和3年1月1日施行となっております。以下、本条例の施行日につきましては、原則公布の日からとなっておりますが、改正概要の表の左の欄に施行日が記載してあるものについては、記載の日が施行日となっております。今後説明は省略させていただきます。

次に、第34条の2所得控除につきましては、地方税法第314条の2第1項におきまして、婚姻歴の有無や性別に関わらず、前年の所得が48万円以下の生計を一にする子を有する単身者について、同一の控除を適用するため、寡婦控除、ひとり親控除に改正されたことに伴う改正であります。

次に、改正概要の4ページになります。

附則第10条読替規定につきましては、地方税法附則第61条などに改正されたことに伴う改正であります。

地方税法第61条につきましては、新型コロナウイルス感染症、及びその蔓延の防止のための措置の影響により、事業収入が減少した中小事業者等からの申告により、その事業者の所有する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準を令和2年2月から10月までの間における連続する三月の期間の事業収入を、前年の同期間の収入で除した割合が50/100以下の場合はその価格にゼロを、70/100以下の場合はその価格に1/2を乗じて得た額とするものであります。

また、地方税法附則第62条におきましては、中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した家屋及び構築物について、3年度間はその固定資産の課税標準額にゼロを乗ずることとしたものであります。

最後に、改正概要7ページになります。

第25条新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例につきましては、新型

新型コロナウイルス感染症の影響による中止等により生じた新型コロナウイルス感染症特例法に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの入場料金、参加料金等の払い戻しをする権利を放棄した場合には、寄附金税額控除を適用する特例が創設されたことに伴う改正であります。以上であります。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第35号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第35号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第3、議第36号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第36号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税限度額及び軽減判定所得基準額の改正、山形県国民健康保険運営方針に基づく3方式への移行を段階的に進めるための所得割及び資産割の税率改正、並びに新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対応するための規定を整備するものであります。

なお、本件につきましては、去る5月27日開催の三川町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおり答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第36号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第36号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第4、議第37号「三川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第37号「三川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルスに感染するなどした被用者への傷病手当金支給のため、山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林茂吉議員) これから質疑を行います。

○議長(小林茂吉議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(小林茂吉議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長(小林茂吉議員) 討論なしと認めます。

○議長(小林茂吉議員) 以上で討論を終了します。

○議長(小林茂吉議員) これから議第37号「三川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第37号「三川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第5、議第38号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第38号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたことから所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な内容といたしましては、令和2年度における低所得者の介護保険料について軽減強化を図るものであります。昨年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、これまでも段階的に介護保険料の軽減を図ってきたところではありますが、令和2年度からは、介護保

険料の軽減を完全実施することとなるため、本条例において当該減額にかかる基準を定めるものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） この附則で公布から施行が令和2年4月1日から適用とありますので、今は6月ですけれども遡って4月1日に適用するという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 今回の改正についての適用月日は4月1日からの適用となるものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第38号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第38号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第6、議第39号「三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事第3期（校舎1号棟）請負契約の締結」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第39号「三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事第3期（校舎1号棟）請負契約の締結」の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事第3期（校舎1号棟）請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定、及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

去る5月27日、指名競争入札を行い、指名19業者による入札の結果、「株式会社 佐藤工務」が、1億8,260万円で落札いたしましたので、同社と契約を締結いたしたく、ご提案申し上げます。

なお、入札の執行状況につきましては、総務課長よりご報告申し上げますので、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 去る5月27日に執行しました三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事第3期（校舎1号棟）の入札執行状況等につきまして、ご報告申し上げます。

本入札に係る指名業者につきましては、特定建設業の許可を受けている事業者の中から選定する必要があったため、山形県の建設工事入札参加資格者名簿においてAランクに格付けされている事業者であり、かつ町内に本社、支店、または営業所等を置く建築工事業者、及び鶴岡市に本社を置く建築工事業者の中から19業者を指名し、入札を執行いたしました。

予定価格につきましては、税抜価格1億6,764万円で設定し、入札執行の結果、1回目で株式会社 佐藤工務が1億6,600万円、税込価格1億8,260万円で落札したものであります。

なお、本工事の工期につきましては、令和2年10月30日までといたしております。以上であります。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 押切小学校の改修工事ということでありました。令和2年度の当初予算を拝見いたしますと工事請負費で2億5,200万円ほど計上してあったかと思えます。この予定価格との差異について説明をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ただいまご質問ありました押切小学校大規模改修事業の予算と設計価格等との差異ということでありました。まず今回の押切小学校大規模改修事業につきましては、令和元年度からの繰越明許事業での実施であります。国の方の補正予算で前倒し実施ができる見込みが立ったことから、3月議会で補正予算を計上させていただき、繰り越したものであります。当初予算についても同額を計上していたところであります。

今回のご質問の内容としまして、当初設計を行った時点と、発注する直前に再度、設計内容を積算する段階で、設計当時と現在とで人件費についてはいくらか値上がりしているものの、その他各種の部材単価が逆に値下がりをしているという状況であり、それらが予算と比べて低くなった要因ということで捉えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 入札が行われた時点では新型コロナウイルスの影響ということで、夏休みの短縮といったものはまだ表明されなかったのかなと思えます。先日一般質問でもお伺いしましたが、新型コロナウイルスの影響で失われた授業時間を夏休みを短縮して行うというようなことでありましたけれども、工事での影響、また工期への影響等は見込めるものかどうかお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 今回の工事につきましては、押切小学校の校舎棟であります。令和元年度におきましては体育館とその校舎棟を繋ぐ渡り廊下部分まで実施しております。今年度はすでに終わった部分以外の校舎棟の半分、西側半分であります。そちらの方の校舎の内容につきまして、一部普通教室はあるものの、特別教室等が多い状況であります。幸い

と云ってはいいいのかなとは思いますが、まずは今年度の工事内容につきましては、普通教室がある程度少ないということで、工事を進めながら授業にある程度支障がないように行えるものというふうに考えており、学校の方ともその工事を進めるにあたっての事前打ち合わせを何度かしてきたところであります。

また、確かに夏休み期間中の児童生徒がいない間、ある程度工事を大きく進められる見込みは当初立てていたわけですが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響から夏休み期間が短くなった状況にあります。もともと今回発注予定をしておりました工事につきましては、何事もないような状況、スムーズに工事を進められる状況であれば3ヵ月ほどで終わられるような中身だというようなことでありました。当初からその授業との関わりもあることから、ある程度多めの工期設定をしていたところでありますので、夏休みの期間が短くなったとしても工事にはそれほど大きく支障が出ないものというふうに捉えているところであります。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから議第39号「三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事第3期（校舎1号棟）請負契約の締結」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第39号「三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事第3期（校舎1号棟）請負契約の締結」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第7、議第40号「ロータリ除雪車等購入契約の締結」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第40号「ロータリ除雪車等購入契約の締結」の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定、及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

去る5月19日、指名競争入札を行い、指名4業者による入札の結果、「北日本車輛 株式会社」が、3,575万円で落札いたしましたので、同社と契約を締結いたしたく、ご提案申し上げます。

なお、入札の執行状況につきましては、総務課長よりご報告申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 去る5月19日に執行しましたロータリ除雪車等購入契約の入札執行状況等につきまして、ご報告申し上げます。

本入札に係る指名業者につきましては、入札参加資格者名簿において、県内で除雪車両を取り扱う6業者を指名いたしました。そのうち2業者から辞退の申し出があり、4業者による入札を執行いたしました。

予定価格につきましては、税抜価格3,283万5,000円で設定し、入札執行の結果、2回目で北日本車輛 株式会社が3,250万円、税込価格3,575万円で落札いたしましたものであります。

なお、納入期限につきましては、令和2年11月30日までといたしております。以上であります。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 今回のロータリ除雪車は、予算の段階で除草機付きの除雪車というふうに聞いておりますが、11月30日ということで、今草が結構伸びておりますので、早めに納入して除草作業にあたるのかどうか。

またもう一つ、もし機械がこれから作って製品が間に合わないとすれば、除草作業するアタッチメントだけでも早く納品して、既存の今まであるロータリ除雪車に付けて除草というのは可能なのか。

その2点をお聞きします。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 2点のご質問がありました。

1点目につきまして、納入期限が11月30日となっておりますけれども、こちらにつきましては、受注生産ということで、11月30日までの、検査も含めましてそれだけの日数がかかるということですのでご理解いただきたいと思っております。

あと、除草装置につきましては、今回発注いたしますロータリ除雪車専用のアタッチメントというような形になっておりまして、既存の除雪車には形状として合わないというようなことになっておりますので、除草装置のみを先に納品していただくということになったとしても、それのみで除草作業ができるというものではないことをご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第40号「ロータリ除雪車等購入契約の締結」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第40号「ロータリ除雪車等購入契約の締結」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第8、議第41号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」の件を議題とします。

職員に議案を配布させます。

(議案配布)

○議長(小林茂吉議員) 職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(小林茂吉議員) 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第41号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、三川町固定資産評価審査委員会委員であります五十嵐政朗委員が6月14日をもって任期満了となることから、その後任といたしまして、小林 優氏を新たに委員として選任いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

小林 優氏は、昭和54年3月、明治大学法学部を卒業後、同年4月に三川町農業協同組合に入組され、庄内たがわ農業協同組合発足後も営農企画係長をはじめ多くの部門で活躍され、平成27年4月からは同組合立川支所長の要職を務めるなど、平成29年3月の退職まで、その重責を担われております。また、同年4月からは、一般社団法人三川町シルバー人材センター事務局長を務められており、現在、常務理事兼事務局長として本町の社会福祉の推進にもご尽力いただいております。

以上申し上げましたとおり、本町の農業並びに固定資産等について精通され、また、人格、識見ともに優れた方であり、固定資産評価審査委員会委員として最適任者であることから選任いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林茂吉議員) これから質疑を行います。

本案は、人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている他人、すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようにご留意願います。

質疑を許します。

○議長(小林茂吉議員) 以上で質疑を終了します。

この際、討論は行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 異議なしと認めます。

したがって、直ちに採決いたします。

○議長(小林茂吉議員) これから、議第41号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」の件について、これを選任することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第41号「三川町固定資産評

価審査委員会委員の選任」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって令和2年第2回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午前10時07分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

令和2年6月12日

三川町議会議長

三川町議会議員 3番

三川町議会議員 4番